

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進基本計画

平成18年3月
中央防災会議

目次

前文	3
第1章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針	4
1 津波防災対策の推進	4
(1) 迅速・的確な津波避難体制の整備	4
(2) 沿岸地域の孤立への対応	5
(3) 津波に伴う漂流物発生を始めとする二次災害の防止	5
(4) 広域的な津波防災対策	5
2 揺れに強いまちづくりの推進	6
(1) 建築物の耐震化	6
(2) 火災対策	6
(3) 居住空間内外の安全確保対策	6
(4) ライフライン・交通インフラの確保	6
3 積雪・寒冷地域特有の問題への対応	7
(1) 冬期道路交通の確保	7
(2) 緊急通信ネットワークの確保	7
(3) 豪雪、寒冷地における避難生活環境の確保	7
(4) 雪崩対策	7
(5) 救助救出体制の強化	7
(6) 建物被害軽減対策	7
4 その他推進すべき対策	8
(1) 避難生活支援体制の充実	8
(2) 地域防災力の向上	8
(3) 農業、漁業等の地場産業被害の防止及び軽減	8
(4) 長周期地震動対策の推進	8
第2章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の基本となるべき事項	9
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項	9
第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	9
1 津波からの防護のための施設の整備等	9
2 津波に関する情報の伝達等	10
3 避難対策等	10
4 消防機関等の活動	12
5 水道、電気、ガス、通信、放送関係	12
6 交通対策	14
7 計画主体が自ら管理又は運営する施設に関する対策	15
8 計画主体が自ら管理する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策	15
第3節 防災体制に関する事項	15
1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制	15
2 地震発生時の応急対策	16
3 資機材、人員等の配備手配	16
4 自衛隊の災害派遣	16
5 地域防災力の向上	17
6 物資の備蓄・調達	17
第4節 防災訓練に関する事項	17
第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	17
第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画の基本となるべき事項	20
第1節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者について	20

第2節	津波からの円滑な避難の確保に関する事項.....	20
第1	各計画において共通して定める事項.....	20
1	津波に関する情報の伝達等.....	20
2	避難対策.....	20
3	応急対策の実施要員の確保等.....	20
第2	個別の計画において定めるべき事項.....	21
1	病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設関係.....	21
2	石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設関係.....	21
3	鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業関係.....	22
4	学校、社会福祉施設関係.....	22
5	水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係.....	22
6	その他の施設又は事業関係.....	23
第3節	防災訓練に関する事項.....	23
第4節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項.....	23
第4章	推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項.....	24
1	幅広い連携による震災対策の推進.....	24
2	調査研究の推進と防災対策への反映.....	24
3	実践的な防災訓練の実施と対策への反映.....	24
別表(第3章第1節関連)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域.....		
		26

前 文

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成16年4月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が制定され、法第3条の規定に基づき、平成18年2月20日に1道4県130市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された。推進地域においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進することとなっている。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策のマスタープランとして、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」（以下「大綱」という。）が同年2月17日の中央防災会議で決定された。

この日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、法第5条の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針や、指定行政機関、地方公共団体などが定める日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画及び特定の民間事業者等が定める日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画の基本となるべき事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とするものであり、同大綱に定められた方針に沿って取りまとめたものである。

この目的を達成するため、防災関係機関、地域住民等は、この基本計画並びにこれを基本として定められる日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画に基づき、的確に地震防災対策を推進しなければならない。

なお、これらの計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したのものとしておかななければならない。

第1章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖にかけての日本海溝・千島海溝周辺で発生する海溝型地震は、約40年間隔で繰り返し発生する宮城県沖地震、津波により甚大な被害を生じた1896年の明治三陸地震等、様々なタイプのものがあるが、その大きな特徴として、津波により甚大な被害が発生すること、積雪寒冷地特有の被害が発生すること等があげられる。このため、これらの特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに以下のような防災対策を推進する必要がある。

1 津波防災対策の推進

(1) 迅速・的確な津波避難体制の整備

迅速な津波避難の実現

国は、緊急地震速報の技術の活用等により、津波警報の一層の迅速化及び精度向上を図る。国、地方公共団体は、市町村防災行政無線（同報系及び移動系）の整備及びデジタル化を推進するなど、津波警報等の迅速かつ確実な伝達のため必要な対策を実施する。その際、外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも津波警報等が的確に伝わるよう努める。

国、地方公共団体は、避難訓練、地域住民も参画した津波避難計画作成、防災教育、津波ハザードマップの整備を通じて、住民等の津波避難に関する意識を啓発し、避難対策の強化を図る。避難訓練にあたっては、特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施にも配慮する。

国、地方公共団体、防災関係機関等は、観光客や港湾・漁港における就労者、漁業従事者等の避難誘導計画を作成する。船舶・漁船等の港外退避等に係る措置についても、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、事前に対応を決めて、関係者に周知する。

民間事業者についても、法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を策定する等、津波からの避難対策の強化を行う。

予防的対策の計画的な実施

国、地方公共団体は、避難地の計画的整備、いわゆる津波避難ビルの活用、人工高台の整備、既存の避難施設の安全性の再評価、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、道路幅員の確保等を推進する。

地方公共団体は、迅速かつ的確な避難誘導のため、津波注意、津波避難地及び津波避難ビルを表す看板や標識等の整備を進める。

国、地方公共団体は、津波から住民等を守るため、防潮堤、堤防等の耐震点検及び重点箇所をしばった計画的な補強・整備を実施するとともに、重要な水門等の自動化や遠隔操作化を推進する。特に、冬期には積雪の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても確実に作動する水門等の整備に努める。

津波地震対策の強化

国は、地震の揺れのわりに大きな津波を発生させるいわゆる「津波地震」について、津波警報の精度向上及びその発生メカニズムに関する調査研究の推進を図る。また、国、地方公共団体は、「津波地震」に関する意識の啓発に努める。

(2) 沿岸地域の孤立への対応

地方公共団体は、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努めるとともに、孤立可能性がある集落における、被災時の外部との通信手段の確保、公的備蓄や家庭等の備蓄を促進する。

また、国、地方公共団体は、津波来襲時の的確な救援・救助活動の実施のため、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備等を行う。

(3) 津波に伴う漂流物発生を始めとする二次災害の防止

国、地方公共団体及び関係機関は、津波に伴う漂流物等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講ずる。

また、国、地方公共団体は、津波により浸水する可能性の高い海岸沿いにおける災害時要援護者に関わる福祉施設等の新たな建設の抑制、既存の重要建築物の移転を図るなど、適切な土地利用を促進する。

(4) 広域的な津波防災対策

国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震によって甚大な津波被害が発生したとき等の政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した応急対策活動要領を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない初期段階から、速やかにこの要領に基づき、広域の防災対策を実施する。

上記活動に用いるため、国、地方公共団体は、地域的・広域的な防災活動拠点を整備・指定するとともに、実効的なネットワークづくりを進める。

2 揺れに強いまちづくりの推進

(1) 建築物の耐震化

地方公共団体は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や耐震補強の促進等により、建築物の耐震化を進める。

国、地方公共団体、関係事業者は、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化については、数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

(2) 火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、国、地方公共団体は、建築物の耐震化を促進する。また、国、地方公共団体は、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難地・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する。

国、地方公共団体、関係事業者は、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

(3) 居住空間内外の安全確保対策

国、地方公共団体は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を進める。

国、地方公共団体、関係事業者は、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を進める。

(4) ライフライン・交通インフラの確保

地震時に電気、通信、ガス、上下水道等のライフライン機能が寸断することがないように、ライフライン事業者は、重要施設への供給及び排除機能を確保するため、ライフラインの重点的な耐震化等を進める。施設が被災した場合にも、機能停止に至らないよう、ライフライン事業者及び施設の管理者は、多重化・分散化、代替機能の確保を図る。また、機能が停止した場合に早期復旧できるための体制を強化する。

地震時における交通施設の安全性や交通機能確保等のため、国、地方公共団体、関係

事業者は、交通インフラの耐震化、沿線・沿道家屋の耐震化、鉄道脱線対策、港湾・漁港の耐震性の強化を進めるとともに、施設が被災した場合の早期復旧体制の整備を図る。

3 積雪・寒冷地域特有の問題への対応

(1) 冬期道路交通の確保

国、地方公共団体は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結による寸断のため物資供給等が滞ることがないように除雪体制を優先的に確保する。また、地域の状況に応じて、道路の消融雪施設や流雪溝等の整備を進める。

(2) 緊急通信ネットワークの確保

国、地方公共団体は、通信機器の着氷による故障等の影響を軽減し、住民への緊急情報の伝達手段を確保するため、市町村防災行政無線の屋内戸別受信機の普及を促進する。

(3) 豪雪、寒冷地における避難生活環境の確保

地方公共団体は、避難所等への暖房設備の整備、暖房用燃料の備蓄等により、豪雪、寒冷地における避難生活環境の確保に努める。

(4) 雪崩対策

国、地方公共団体は、雪崩危険箇所の調査や公表等の情報開示、雪崩防止施設整備を推進するとともに、地震後の緊急点検体制の整備、必要に応じた応急対策の実施、避難場所への適切な避難誘導等の施策の充実を図る。

(5) 救助救出体制の強化

積雪時は、自力脱出困難者の救助・救出が困難となることが想定されることから、国、地方公共団体は、救助・救出技術の高度化や救助・救出体制の強化に努める。

(6) 建物被害軽減対策

揺れによって損傷した建物が、その後の積雪で倒壊することによる人的被災を回避するため、地方公共団体は、積雪荷重による影響を踏まえた被災建築物の応急危険度判定を実施する体制の整備を図る。

4 その他推進すべき対策

(1) 避難生活支援体制の充実

地方公共団体は、災害時要援護者の所在情報の把握、災害時要援護者のための避難支援計画の策定、福祉避難所の設置・活用、保健師・看護師等の広域的な応援、近隣による助け合いのための人材育成、意識啓発等により、災害時要援護者の避難支援体制の充実を図る。

また、地方公共団体は、避難者のプライバシー確保のための仕切、簡易トイレ、炊事可能な食器等避難者の健康な生活を維持するために有効な物資の備蓄を促進する。

(2) 地域防災力の向上

国、地方公共団体は、個人レベルでの防災力向上のため、防災教育や訓練等を通じ、“自らの身の安全は自らが守る”という意識啓発を行うとともに防災教育や訓練の実施を進める。

地方公共団体は、地域レベルでの防災力向上のため、地域コミュニティの再構築、防災と防犯が連携した地域拠点の整備・活用、自主防災組織の育成・強化、消防団の充実強化を図る。また、国、地方公共団体は、ボランティアとの連携を促進する。

(3) 農業、漁業等の地場産業被害の防止及び軽減

国、地方公共団体は、地震による農地地すべりの防止対策等を推進するとともに、津波に伴う海水の浸入による土地・作物の被害防止のため、堤防の整備、散水・灌排水のための用水確保及び排水機能強化を推進する。

国、地方公共団体は、港湾・漁港施設の耐震化を進めるほか、港湾・漁港施設及び関連施設が被災した場合の代替施設や輸送方法等について検討する。

(4) 長周期地震動対策の推進

国、関係機関は、長周期地震動に関する理論的研究および長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究を進め、長周期地震動対策の充実強化を図る。

第2章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

- 1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化、津波対策施設の整備を図るとともに、避難地、避難路、緊急輸送ネットワーク、消防用施設、港湾・漁港施設、農業施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要である。このため、特に地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その必要性及び緊急度に従い、所定の基準等により、具体的に明示するものとする。
- 2 これらの施設等の整備に当たっては、年次計画を策定し、その計画に沿って実施する。具体的な計画の策定に当たっては、他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。
- 3 これらの施設の整備に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

- 1 津波からの防護のための施設の整備等
 - (1) 国、地方公共団体等防潮堤、水門等を管理する者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化、遠隔操作化、補強等の施設整備を推進する必要がある。特に、冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても水門等が確実に作動するよう配慮する必要がある。このため、これらの施設整備等の方針及び計画を作成し、明示するものとする。
 - (2) 国、地方公共団体等防潮堤、水門等を管理する者は、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について具体的に明示するものとする。

この場合において、本節3(1)を踏まえ水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮したものとする。

また、内水排除施設等については、発災に備えて、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。

- (3) 津波により住家等の孤立が懸念される地域にあっては、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備や、外部との通信確保のための設備の整備を推進する必要がある。このため、これらの施設整備等の方針及び計画について、明示するものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

- (1) 気象庁が発表する津波警報等については、各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を具体的に明示するものとする。

なお、伝達の経路及び方法を定めるに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震動や津波の影響により寸断される可能性があることを考慮するものとする。

- (2) 国、地方公共団体は、防災行政無線等を活用してその管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を明示するものとする。

この場合において、具体的にとるべき行動を併せて示すこと、外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも津波に関する情報が的確に伝わること等に配慮するものとする。

- (3) 国、地方公共団体等は、船舶に対する津波警報等の伝達について、その経路及び方法を具体的に明示するものとする。

この場合において、予想される津波の高さ等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

- (4) 地方公共団体は、その管轄区域内における被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を具体的に明示するものとする。
- (5) 津波警報等の迅速な伝達を行うため、国、地方公共団体は、同報無線などの防災行政無線の整備等の方針及び計画について、明示するものとする。

3 避難対策等

- (1) 居住者等の避難行動等

地方公共団体は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合において、

津波により避難が必要となることが想定される地区（過去の津波被害の履歴や国・地方公共団体が作成したハザードマップ等から各地方公共団体が設定する地区をいう。以下「避難対象地区」という。）を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画中に明示するとともに、避難対象地区別の避難地、避難路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を明示するものとする。また、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施などによる検証を通じて避難計画を見直していくものとする。

その際、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難地の指定にあたっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難地に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、人工高台の整備等を進めるものとする。

避難対象地区内の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

地方公共団体及び関係機関は、高齢者、子供、病人、障害者等災害時要援護者の避難について必要な支援を行うものとする。また、外国人、観光客等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。この際、自主防災組織等との連携に努めるものとする。

この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮するものとする。

市町村以外の計画主体で避難誘導を実施すべき機関にあつては、具体的な避難実施の方法、市町村との連携体制等を定め、明示するものとする。

なお、これらを定めるに当たっては、地域防災計画及び石油コンビナート等防災計画中の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画に定められた内容と十分調整の取れたものとするよう留意するものとする。

各計画主体は、必要な安全確保対策を計画に明示する場合、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、津波注意報でも海水浴や磯釣りは行わないことを原則とする。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨の計画を作成するものとする。

地方公共団体は、冬期において避難路の積雪や凍結によって避難が困難となるこ

とがないよう、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止対策について明示するものとする。

(2) 避難場所の維持・運営

避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を明示するものとする。

避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

地方公共団体は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。

(3) 意識の普及啓発

地方公共団体は、「明治三陸地震」のような、地震の揺れのわりに大きな津波を発生させるいわゆる「津波地震」も含め、津波来襲時に居住者等及び観光客等が的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・周知、ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について明示するものとする。

また、国は、マニュアル作成や技術的支援を行うなど、地方公共団体が行うこれらの対策を積極的に支援するとともに、津波に対する心得についての広報など、国民の意識を啓発するための対策について明示するものとする。

(4) 沿岸地域の孤立への対応

地方公共団体は、集落への陸・海・空のアクセスルートや海岸沿いの道路、鉄道、港湾・漁港等の被災可能性や多重性の有無、風水害及び積雪・凍結対策の状況、近隣の港湾・漁港、貯木場からの漂流物の発生可能性等を十分に検討し、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努めるものとする。

4 消防機関等の活動

市町村等は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき次の事項を重点としてその対策を明示するものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急 等

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

各計画主体は、積雪寒冷地であることに配慮した津波からの防護及び円滑な避難の確保のために実施すべき事項について、その対策を明示するものとする。

(1) 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置の内容を明示するものとする。

(2) 電気

津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施について明示するものとする。

また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等とすべき措置の内容を明示するものとする。

(3) ガス

津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの鎖等による転倒防止、等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報の実施について明示するものとする。

(4) 通信

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳時の対策等とすべき措置の内容を明示するものとする。

(5) 放送

放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものである。

このため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を定めるものとする。

6 交通対策

各計画主体は、積雪寒冷地であることに配慮した津波からの防護及び円滑な避難の確保のために実施すべき事項について、その対策を明示するものとする。

(1) 道路

道県公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について交通規制の内容を定め、計画に明示するとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

なお、必要に応じ隣接する県の公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

国、地方公共団体は、避難所へのアクセス道路等について、除雪体制を優先的に確保する等の措置を講ずるものとする。

(2) 海上及び航空

国、地方公共団体は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置について、明示するものとする。

また、国、地方公共団体等は、津波による危険が予想される場合においては、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずるものとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定めるものとする。

さらに、津波が来襲するおそれがある飛行場については、速やかに閉鎖するなど、必要な安全確保対策をとることを明示するものとする。

(3) 鉄道

走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合における運行の停止等の運行上の措置を明示するものとする。また、漂流物発生対策等の措置について明示するものとする。

(4) 乗客等の避難誘導等

各計画主体は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾・漁港のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を明示するものとする。避難誘導計画等においては、避難路の

凍結等によって避難が困難となることを踏まえ、冬期においても津波からの円滑な避難が確保できるよう配慮したものとする。

7 計画主体が自ら管理又は運営する施設に関する対策

- (1) 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備その他の必要な事項について明示するものとする。
- (2) 動物園等特殊施設については、津波避難への支障の発生を防止する等の観点から所要の措置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等を検討するものとする。
- (3) 各施設について、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を明示するものとする。

この場合において、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

- (4) 工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を明示するものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

8 計画主体が自ら管理する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策

この項については、第3章第2節に準ずる。

第3節 防災体制に関する事項

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- (1) 各計画主体は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における的確な応急対策の実施のため、担当職員の緊急参集、災害対策本部等の設置等に関する事項について明示するものとする。
- (2) 職員の参集計画を定めるにあたっては、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、居住地を中心とする参集についても検討するものとする。

- (3) 地方公共団体は、各々の災害対策本部等の設置運営方法その他の事項について当該地方公共団体の条例等において具体的な細目を定めるものとする。地方公共団体以外の機関も、その実情に応じ災害対策本部等を設置するものとし、その組織構成その他の必要な事項を定めるものとする。

2 地震発生時の応急対策

各計画主体は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況、被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、二次災害防止のため必要な措置、救助・救急活動、医療活動、消火活動、物資調達、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動その他の必要な応急対策について明示するものとする。

3 資機材、人員等の配備手配

- (1) 各計画主体は、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについては、これを明示するものとする。
- (2) 各計画主体は、応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前応援協定の締結その他の手続上の措置をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 以上の計画内容を定めるに当たっては、各計画主体相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ計画を策定するなど十分調整するものとする。

4 自衛隊の災害派遣

- (1) 関係道県は、自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を明示するとともに、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、派遣部隊等の受け入れ体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくものとする。その他関係する計画主体についても同様の措置を講じるとともに、これらの計画については、3の計画と整合性がとれたものとする必要がある。
- (2) 自衛隊においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生時における災害派遣活動について、あらかじめ必要な計画を定めておくものとする。

5 地域防災力の向上

国、地方公共団体は、地域防災力の向上のため、防災活動のリーダーの育成、消防団・水防団・自主防災組織の充実、地域の安全性点検、ボランティアとの連携強化、企業の防災活動を推進するためのマニュアルや事例集の充実など、実施すべき必要な対策について明示するものとする。

6 物資の備蓄・調達

- (1) 各計画主体は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、明示するものとする。
- (2) 地方公共団体は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画を作成し、明示するものとする。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のうち、広域的な被害が発生するおそれがある地震については、国は発災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するよう計画を作成するものとする。

第4節 防災訓練に関する事項

- 1 各計画主体は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。なお、広域的な防災訓練については、他の防災訓練の状況等を踏まえ、実施するものとする。

この場合において、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期に訓練を行うこと、及び他の計画主体等と共同して訓練を行うことについて配慮するとともに、居住者等の協力及びその参加を得るよう留意するものとする。

また、予想される地震の影響の広域性に応じ、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに配慮するものとする。

- 2 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

- 1 各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。

この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 国、地方公共団体は、過去に発生した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の状況や、今後発生する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震により予想される被害、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、居住者等が津波からの避難をはじめとしての確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報の実施方法及びその内容を明示するものとする。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得る等各種の手段を用い、できるだけ居住者等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮するものとする。

この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 地方公共団体は、推進地域内外の居住者等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努

めるものとする。

- 4 教育及び広報の実施に当たっては、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。

また、地方公共団体等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意するものとする。

さらに、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、津波避難地及び津波避難ビルを示す標識を設置するなどして、避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意するものとする。

第3章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画の基本となるべき事項

第1節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者について

法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者については、別表に示す区域において、同条第1項各号及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者とする。

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 各計画において共通して定める事項

1 津波に関する情報の伝達等

この項については、第2章第2節2に準ずる。

2 避難対策

各計画主体は、津波警報、津波注意報が発表されたとき又は津波警報が発表される前であっても強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、避難対象地区にある施設等に勤務する職員、作業員その他施設等に入出入りする者の的確な避難を行うため、避難地、避難路、その他津波からの円滑な避難の確保のため必要な対策について明示するものとする。

また、円滑な避難の確保のため、必要な安全確保対策を行う場合については、第2章第2節3(1)に準ずる。

3 応急対策の実施要員の確保等

- (1) 津波からの円滑な避難を確保するための応急対策の実施に必要な要員については、1に定める伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら具体的な要員の確保を図るものとする。

この場合において、所要要員の不時の欠員に備え代替要員を考慮するものとする。

- (2) 応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置するものとする。

この場合において、当該組織の内容等を具体的に定めるものとする。

第2 個別の計画において定めるべき事項

1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設関係

(1) 津波警報等の顧客等への伝達

津波警報等を受けた場合に、それぞれその施設に出入している患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、当該津波警報等を伝達する方法を明示するものとする。この場合、次の点に留意するものとする。

顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。

顧客等が適切な避難行動をとり得るよう避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

(2) 顧客等の避難のための措置

顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を明示するものとする。避難誘導方法については、避難路の凍結等によって避難が困難となることを踏まえ、冬期においても津波からの円滑な避難が確保できるよう配慮したものとする。

(3) 施設の安全性を踏まえた措置

施設から高台等への避難に相当な時間を要する場合で、当該施設が耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階を避難場所とすることができるものとする。

2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設関係

津波が来襲したときに生ずる可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、

移し替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、第2章第2節3(1)を踏まえ、具体的に明示するものとする。

この場合において、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものとする。

3 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業関係

(1) 津波警報等の旅客等への伝達

1(1)に準ずるが、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法についても具体的に明示するものとする。

(2) 運行等に関する措置

各計画主体は、運行等に関する措置として、以下について明示するとともに、津波による漂流物発生対策等の措置について明示するものとする。

鉄道事業、軌道事業については第2章第2節6(3)に準ずる。

一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾・漁港施設に被害が生じた場合、津波による漂流物により運航が困難となった場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的港の変更等の運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領を定め、これを明示するものとする。

一般乗合旅客自動車運送事業については、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合、津波による漂流物により運行が困難となった場合等における運行の停止その他運行上の措置を明示するものとする。

4 学校、社会福祉施設関係

避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に明示するものとする。

この場合において、災害時要援護者の避難誘導について配慮するものとする。

5 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

(1) 水道事業については、第2章第2節5(1)に準ずる。

(2) 電気事業については、第2章第2節5(2)に準ずる。

(3) ガス事業については、第2章第2節5(3)に準ずる。

- (4) 通信事業については、第2章第2節5(4)に準ずる。
- (5) 放送事業については、第2章第2節5(5)に準ずる。

6 その他の施設又は事業関係

- (1) 鉱山については、構内作業員に対する津波警報等の伝達の方法及び伝達後の避難等の行動について、具体的な実施内容を明示するものとする。
- (2) 貯木場については、平常時及び地震発生時の貯木に対する流出防止措置を具体的に明示するものとする。

地震発生時の防止措置においては、第2章第2節3(1)を踏まえ、津波が到達するまでの時間を考慮して作業員の避難等安全措置に配慮するものとする。

- (3) 危険動物を公衆の観覧に供する事業（敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る。）については、当該事業の用に供する敷地に入出する観客に対する津波警報等の伝達の方法及び観客の避難誘導等とすべき措置について、具体的な実施内容を明示するものとする。

また、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について具体的に明示するものとする。

- (4) 道路については、第2章第2節の6(1)に準ずる。
- (5) 工場等で勤務人員が千人以上のものについては、当該工場等に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」という。）に対する津波警報等の伝達方法及び従業員等の避難のための措置について、その具体的内容を明示するものとする。

第3節 防災訓練に関する事項

第2章第4節に準ずる。

なお、努めて関係地方公共団体等防災関係機関の実施する防災訓練に参加するよう留意するものとする。

第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2章第5節に準ずる。

第4章 推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項

1 幅広い連携による震災対策の推進

広域で甚大な被害が想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策の推進に当たっては、地震防災性に関する改善の目標、進捗状況等について、国の各機関、関係地方公共団体が認識を共有し、推進する必要がある。

特に、海岸堤防の整備や建築物の耐震化等の減災対策については、国が中心となり、関係省庁の緊密な連携の下、計画的に対策を推進していく必要がある。このため、国は、期限を定めた定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」を策定するものとする。地方公共団体においても、上記地震防災戦略を踏まえ、地域目標を策定するよう努めるものとする。また、地震防災対策の推進を定期的にフォローアップしていくことが重要であり、国、地方公共団体は、予防的対策については事業の効果も含めた推進状況を把握するとともに、各防災機関の防災体制についてもフォローアップを行う。

特に、居住者等の防災意識については、国、地方公共団体は、フォローアップの上、積極的な啓発活動を実施する。

2 調査研究の推進と防災対策への反映

国、関係機関は、海域を含めた観測を充実させる等地震及び津波観測体制の強化を図る。また、地震学など理学分野の調査研究や、土木工学、建築学など工学分野の調査研究、人間行動や情報伝達など社会科学的な分野の調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、津波堆積物の調査等による過去に発生した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震像及び津波の発生メカニズムの解明に係る研究や集落の孤立可能性評価手法の検討等、総合的な調査、観測及び研究の推進を図るとともに、研究成果の活用について、研究機関と行政機関の連携を図る。

3 実践的な防災訓練の実施と対策への反映

国、関係地方公共団体、関係指定公共機関等は、相互の緊密かつ有機的な連携・協力の下、住民、企業等と一体となって総合的な防災訓練を実施する。

特に、広域の防災活動については、関係機関の連携の下、図上訓練の実施を含め広域的な訓練を実施し、国が策定する応急対策活動要領に反映させる。

< 施行期日 >

この計画は、平成18年3月31日から適用する。

別表(第3章第1節関連)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

北海道

函館市	弁天町、大町、大手町、末広町、豊川町、若松町、海岸町、万代町、浅野町、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目
釧路市	新野(JR根室本線から海側の区域に限る。)、大楽毛(JR根室本線から海側の区域並びにJR根室本線との交会点以北の一般国道38号から市道大楽毛西通、市道はまなす1号を経て市道はまなす1線間南側の区域に限る。)、大楽毛南1丁目(1番及び2番の各区域に限る。)、大楽毛南3丁目(1番の区域に限る。)、大楽毛南5丁目(2番の区域に限る。)、星が浦南4丁目(5番の区域に限る。)、星が浦南5丁目(1番の区域に限る。)、星が浦南6丁目、西港1丁目、西港2丁目、西港3丁目、西港4丁目、新富士町1丁目(一般国道38号、市道新富士2号及び臨港道路東跨線橋から新釧路河岸の区域に限る。)、住之江町(12番の区域に限る。)、川端町(4番、5番及び6番の各区域に限る。)、喜多町(10番の区域に限る。)、宝町(4番及び10番の各区域に限る。)、浜町(4番及び5番を除く区域に限る。)、海運1丁目、海運2丁目、海運3丁目、南浜町(1番、2番、3番及び7番の各区域に限る。)、浪花町3丁目、浪花町4丁目、幸町3丁目、幸町4丁目、幸町5丁目、幸町6丁目、錦町2丁目、錦町5丁目、黒金町6丁目、黒金町7丁目、北大通1丁目、北大通5丁目、北大通6丁目、末広町1丁目、末広町5丁目、末広町6丁目、栄町1丁目、川上町2丁目、旭町(1番、13番、23番、24番、27番、28番及び29番の各区域に限る。)、新釧路町(一般国道44号から釧路河岸の区域に限る。)、古川町(市道川北通から釧路河岸の区域に限る。)、材木町(1番、15番、16番及び22番の各区域に限る。)、城山1丁目(1番及び2番の各区域に限る。)、大川町(1番、2番及び3番の各区域に限る。)、大町1丁目(1番の区域に限る。)、入舟3丁目(1番の区域に限る。)、入舟4丁目(1番の区域に限る。)、入舟5丁目(1番の区域に限る。)、入舟6丁目(1番の区域に限る。)、港町(3番を除く区域に限る。)、知人町(5番を除く区域に限る。)、弁天ヶ浜、米町4丁目(3番及び8番の各区域に限る。)、弥生1丁目(3番及び14番の各区域に限る。)、宮本2丁目(5番の区域に限る。)、柏木町(8番、9番及び10番の各区域に限る。)、千代ノ浦、興津3丁目(8番、9番及び10番の各区域に限る。)、益浦2丁目(19番、20番、24番及び27番の各区域に限る。)、益浦3丁目(4番の区域に限る。)、益浦4丁目(3番、4番、5番、6番、7番、8番及び9番の各区域に限る。)、桂恋、三津浦(市道桂恋三津浦線から海側の区域に限る。)、音別町海光1丁目、音別町海光2丁目、音別町海光3丁目、音別町風連1丁目、音別町本町1丁目、音別町本町2丁目、音別町本町3丁目、音別町中園1丁目(市道中園5号線及び市道中園朝日線以南の区域に限る。)、音別町あけぼの1丁目、音別町あけぼの2丁目、音別町朝日1丁目、音別町朝日2丁目、音別町尺別(一般

	国道 38 号から海側の区域(尺別川以西の区域に限る。)に限る。)、音別町直別(一般国道 38 号から海側の区域に限る。)、音別町中音別(一般国道 38 号から海側の区域に限る。)
根室市	琴平町一丁目(根室港区臨港地区の区域に限る。)、海岸町一丁目、海岸町二丁目、本町三丁目(市道横 2 号線から海側の区域に限る。)、本町四丁目(市道横 2 号線から海側の区域に限る。)、本町五丁目(道道根室半島線及び市道横 2 号線から海側の区域に限る。)、弥生町一丁目(道道根室半島線から海側の区域に限る。)、平内町二丁目(道道根室半島線から海側の区域に限る。)、光洋町五丁目、桂木、花咲港(市道花咲港小学校通学道路及び市道オツカイベツ道路以南の区域(市道花咲港観光道路以西の区域に限る。))に限る。)、温根沼、東梅(一般国道 44 号から海側の区域に限る。)、長節、浜松(道道根室浜中釧路線から海側の区域に限る。)、昆布盛(道道根室浜中釧路線から海側の区域に限る。)、落石西、槍昔、友知(道道友知牧之内線及び市道友知 2 号線以西の区域に限る。)、双沖一丁目、双沖二丁目、歯舞一丁目、歯舞二丁目、歯舞三丁目(79 番地、80 番地、82 番地、83 番地、84 番地、85 番地、86 番地、88 番地 1、88 番地 2、108 番地 1、108 番地 2、109 番地、110 番地 1、110 番地 2、111 番地 1、224 番地 1、224 番地 2 の各区域に限る。)、歯舞四丁目、歯舞五丁目(市道歯舞海岸線以西の区域に限る。)、瑛瑤瑠二丁目(市道瑛瑤瑠海岸線以西の区域に限る。)、温根元(道道根室半島線から海側の区域(市道温根元 1 号線以东の区域に限る。))に限る。)
北斗市	七重浜 1 丁目、七重浜 8 丁目(一般国道 228 号から海側の区域に限る。)、東浜 1 丁目、東浜 2 丁目(一般国道 228 号から海側の区域に限る。)、中央 2 丁目(一般国道 228 号から海側の区域に限る。)、飯生 1 丁目(一般国道 228 号から海側の区域に限る。)、谷好 4 丁目、富川 1 丁目、茂辺地 1 丁目、茂辺地 2 丁目、当別 3 丁目
勇払郡厚真町	字浜厚真(J R 日高本線から海側の区域に限る。)
勇払郡むかわ町	晴海、汐見(J R 日高本線から海側の区域に限る。)
沙流郡日高町	字富浜(町道富浜 4 号線及び町道富浜本町 6 号線から海側の区域に限る。)、門別本町(町道本町 15 号線、町道本町 15 号線から道道正和門別停車場線間の町道緑町本町 1 号線、町道緑町本町 1 号線から一般国道 235 号間の道道正和門別停車場線及び道道正和門別停車場線との交差点以东の J R 日高本線から海側の区域に限る。)、字清畠(一般国道 235 号から海側の区域(慶能舞川左岸以东の区域に限る。))に限る。)、字厚賀町(J R 日高本線から海側の区域に限る。)
新冠郡新冠町	字本町(町道新冠市街地線 1 号支線との交差点以西の J R 日高本線、J R 日高本線との交差点から町道浜通り線との接点間の町道新冠市街地線 1 号支線、町道浜通り線及び町道浜通り線との接点以东の町道新冠市街地線 2 号支線から海側の区域に限る。)、字節婦町(J R 日高本線から海側の区域に限る。)、字大狩部(町道大狩部本郷井旗線との交差点以东の一般国道 235 号及び一般国道 235 号との交差点から町道大節婦線との交差点間の町道大狩部

	本郷井旗線から海側の区域並びに町道大狩部本郷井旗線との交会点から大節婦川との交会点間の町道大節婦線以東の区域に限る。)
浦河郡浦河町	大通 1 丁目、大通 4 丁目、大通 5 丁目、築地 1 丁目、築地 2 丁目、築地 3 丁目、浜町、入船町、堺町東 2 丁目、堺町東 4 丁目、東町うしお 1 丁目、荻伏町、字月寒、字白泉、字東幌別、字西幌別、字井寒台、字東栄
様似郡様似町	字鶺鴒、西町、港町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、会所町、栄町、大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目、字平宇、字冬島、字幌満、字旭
幌泉郡えりも町	字近浦、字笛舞、字大和(町道野津内線との交会点から町道サッコツ野津内線との交会点間及び町道夕陽ヶ丘 2 号線との交会点以南の一般国道 336 号から海側の各区域に限る。)、字本町(一般国道 336 号から海側の区域に限る。)、字新浜(町道新岸内通り線以北の一般国道 336 号から海側の区域(一般国道 336 号及び町道新浜団地 1 号線で囲まれた区域を除く。))に限る。)、字歌別(道道襟裳公園線との交会点以北の一般国道 336 号及び道道襟裳公園線から海側の区域に限る。)、字東洋(道道襟裳公園線から海側の区域並びに町道焼別・苫別線、道道襟裳公園線及び町道油駒・折別線で囲まれた区域に限る。)、字えりも岬(町道えりも岬市内線の起点との交会点以北及び町道えりも岬観光通り線の起点との交会点から町道えりも岬市内線の終点との交会点間の道道襟裳公園線、町道えりも岬市内線、町道岬浜通り線との交会点以北の町道えりも岬観光通り線及び町道岬浜通り線から海側の区域に限る。)、字庶野(町道庶野公住通り線との交会点以北の一般国道 336 号、町道庶野公住通り線及び町道庶野公住通り線との交会点以東の町道千平・ルーラン線から海側の区域、一般国道 336 号、町道庶野シトマン線及びシトマン川に囲まれた区域並びに一般国道 336 号と町道庶野学校通り線に囲まれた区域に限る。)、字目黒
日高郡新ひだか町	静内海岸町 1 丁目、静内古川町 1 丁目、静内古川町 2 丁目、静内入船町(一般国道 235 号から海側の区域に限る。)、東静内(一般国道 235 号から海側の区域に限る。)、静内春立(一般国道 235 号から海側の区域並びに一般国道 235 号、道道西端・春立線、J R 日高本線及び布辻川で囲まれる区域に限る。)、三石本町(三石漁港並びに 4 番地 1、4 番地 3、4 番地 5、4 番地 6、4 番地 7、4 番地 8、4 番地 9、4 番地 10、4 番地 11、4 番地 12、4 番地 14、18 番地 3、20 番地 1、20 番地 2、20 番地 3、20 番地 4、20 番地 5、20 番地 6、20 番地 9、26 番地 14、494 番地 1、494 番地 2、495 番地 1、495 番地 2、495 番地 3、495 番地 4 及び 495 番地 5 の各区域に限る。)、三石鳧舞(町道鳧舞 3 号線(一般国道 235 号及び町道鳧舞 6 号線と接する区間)から海側の区域に限る。)
広尾郡大樹町	字浜大樹、字旭浜、字晩成(町道ホロカヤントー線との接点以南の一般国道 336 号、町道ホロカヤントー線、町道南 7 線及び町道生花湖畔線から海側の区域に限る。)
広尾郡広尾町	会所前一丁目、会所前二丁目、会所前三丁目、会所前四丁目、会所前五丁目、会所前六丁目、並木通東四丁目、字茂寄((町道中広尾道路との接点から西広

	尾川との合流地点間の東広尾川、東広尾川左岸との接点から町道南 3 線との接点間の町道中広尾道路及び町道南 3 線以北の区域(西広尾川以南の区域に限る。)に限る。)、字フンベ、字美幌、字音調津
中川郡豊頃町	大津元町、大津幸町、大津寿町、大津港町
十勝郡浦幌町	字直別、字直別基線、字直別西 1 線、字厚内、字厚内 1 条通 2 丁目、字厚内 1 条通 3 丁目、字厚内 1 条通 4 丁目、字厚内 1 条通 5 丁目、字厚内 2 条通 2 丁目、字厚内 2 条通 3 丁目、字厚内 2 条通 4 丁目、字厚内 2 条通 5 丁目、字厚内 2 条通 6 丁目、字厚内 3 条通 2 丁目、字厚内 3 条通 5 丁目、字厚内 3 条通 6 丁目、字厚内大通、字厚内大通 1 丁目、字厚内大通 2 丁目、字チプネオコッペ、字オコッペ、字昆布刈石、字十勝太、字チャロ、字十勝太北 1 条東 3 丁目、字十勝太北 1 条東 4 丁目、字十勝太北 1 条東 5 丁目、字十勝太北 1 条東 6 丁目、字十勝太北 2 条東 4 丁目、字十勝太北 2 条東 5 丁目、字十勝太北 2 条東 6 丁目、字十勝太大通東 1 丁目、字十勝太大通東 2 丁目、字十勝太大通東 3 丁目、字十勝太大通東 4 丁目、字十勝太大通東 5 丁目、字十勝太南 1 条東 1 丁目、字十勝太南 1 条東 2 丁目、字十勝太南 1 条東 3 丁目、字十勝、字下浦幌、字下浦幌東 4 線南、字下浦幌東 5 線南、字下浦幌東 6 線南、字ヌタベット、字トイトッキ
釧路郡釧路町	大字昆布森村(字ボン又飯時、字又飯時、字地嵐別、字宿徳内及び字アチヨロベツの各区域に限る。)、昆布森 1 丁目、昆布森 2 丁目、昆布森 3 丁目、昆布森 4 丁目、大字跡永賀村(字跡永賀の区域に限る。)、大字仙鳳趾村(62 番、字老者舞、字知方学、字別太(道道根室浜中釧路線から海側の区域に限る。)、字ボンベツト、字ボンピラ及び字重蘭窮の各区域に限る。)
厚岸郡厚岸町	湾月町 1 丁目、湾月町 2 丁目、湾月町 3 丁目、若竹町 1 丁目、若竹町 2 丁目、若竹町 3 丁目、若竹町 4 丁目、松葉町 1 丁目、松葉町 2 丁目、松葉町 3 丁目、松葉町 4 丁目、奔渡町 1 丁目、奔渡町 2 丁目(道道別海厚岸線から海側の区域に限る。)、奔渡町 3 丁目(道道別海厚岸線から海側の区域に限る。)、筑紫恋、床潭(道道床潭筑紫恋線及び町道床潭末広間道路から海側の区域に限る。)、末広、小島、字港町、字真栄町 1 条、字宮園町(JR 根室本線から海側の区域に限る。)、字白浜町(JR 根室本線から海側の区域並びに 39 番、40 番、45 番、46 番、47 番、50 番、51 番、52 番、53 番、54 番、55 番、58 番、59 番、60 番、61 番、62 番、65 番及び 66 番の各区域に限る。)、門静 1 丁目(一般国道 44 号から海側の区域に限る。)、門静 2 丁目、門静 3 丁目、門静 4 丁目
厚岸郡浜中町	藻散布、丸山散布 1 丁目、丸山散布 2 丁目、火散布、養老散布、渡散布、琵琶瀬、仲の浜、嶮暮帰、新川、新川西 1 丁目、新川東 1 丁目、新川東 2 丁目、霧多布東 1 条 1 丁目、霧多布東 1 条 2 丁目、霧多布東 2 条 1 丁目、霧多布東 2 条 2 丁目、霧多布東 3 条 1 丁目、霧多布東 3 条 2 丁目、霧多布東 4 条 1 丁目、霧多布西 1 条 1 丁目、霧多布西 1 条 2 丁目、霧多布西 2 条 1 丁目、霧多布西 2 条 2 丁目、霧多布西 3 条 1 丁目、霧多布西 3 条 2 丁目、霧多布西 4 条 1 丁目、湯沸(道道霧多布岬線及び町道湯沸 1 号道路以南の区域に限る。)、

	暮帰別東 1 丁目、暮帰別東 2 丁目、暮帰別東 3 丁目、暮帰別西 1 丁目、暮帰別西 2 丁目、暮帰別西 3 丁目、大字琵琶瀬村(普通河川新川から海側の区域に限る。)、榊町、後静、幌戸、奔幌戸、羨古丹、仙鳳趾、貰人、恵茶人
白糖郡白糖町	西 1 条北 1 丁目、西 1 条北 2 丁目、西 1 条北 3 丁目、西 3 条北 1 丁目、西 3 条北 2 丁目、西 4 条北 1 丁目、西 4 条北 2 丁目、東 1 条北 1 丁目、東 1 条北 2 丁目、東 2 条北 1 丁目、東 2 条北 2 丁目、東 3 条北 1 丁目、西 1 条南 1 丁目、西 1 条南 2 丁目、西 1 条南 3 丁目、西 1 条南 4 丁目、西 2 条南 3 丁目、東 1 条南 1 丁目、東 1 条南 2 丁目、東 1 条南 3 丁目、東 1 条南 4 丁目、東 2 条南 1 丁目、東 2 条南 2 丁目、東 2 条南 3 丁目、東 3 条南 1 丁目、東 3 条南 2 丁目、岬 1 丁目、岬 2 丁目、岬 3 丁目、刺牛 1 丁目、刺牛 2 丁目、刺牛 3 丁目、刺牛(J R 根室本線から海側の区域に限る。)、和天別(一般国道 38 号以南の区域(坂の丘公園を除く区域に限る。))に限る。)、庶路西 5 線、西庶路西 1 条南 3 丁目、西庶路西 1 条南 4 丁目、西庶路西 2 条南 2 丁目、西庶路西 2 条南 3 丁目、西庶路西 2 条南 4 丁目、西庶路西 3 条南 2 丁目、西庶路西 3 条南 3 丁目、西庶路西 4 条南 2 丁目、西庶路西 4 条南 3 丁目、西庶路西 5 条南 1 丁目、西庶路西 5 条南 2 丁目、西庶路東 1 条南 3 丁目、西庶路東 1 条南 4 丁目、西庶路東 2 条南 2 丁目、西庶路東 2 条南 3 丁目、西庶路東 2 条南 4 丁目、西庶路東 3 条南 2 丁目、西庶路東 3 条南 3 丁目、西庶路東 3 条南 4 丁目、庶路基線(町道庶路 1 号線及び町道庶路 2 号線以南の区域(庶路川左岸及び町道庶路原野乳呑線以东の区域に限る。))に限る。)、庶路東 1 線(町道庶路 2 号線以南の区域に限る。)、庶路東 2 線、庶路(J R 根室本線以南の区域に限る。)、庶路甲区(町道富留川 2 号橋通りと町道庶路大楽毛線間の町道工業団地東西 3 号通り、町道庶路大楽毛線とコイトイ川間の古川、古川との合流地点から町道庶路宮下線間のコイトイ川及び町道庶路宮下線以南の区域に限る。)、庶路乙区、庶路丙区、下庶路市街本通、コイトイ、タンネニー
野付郡別海町	野付、本別海(一般国道 244 号及び町道別海市街線から海側の区域(浜丸別幹線明渠以南及び別海港内私道以北の区域に限る。))に限る。)
標津郡標津町	字崎無異(一般国道 335 号から海側の区域に限る。)、字薫別(道道薫別川北線との交差点以北の一般国道 335 号及び道道薫別川北線から海側の区域に限る。)、字古多糠(一般国道 335 号から海側の区域に限る。)、字忠類(一般国道 335 号から海側の区域に限る。)、北 5 条東 1 丁目、北 6 条東 1 丁目、北 7 条東 1 丁目、北 8 条東 1 丁目、南 8 条東 1 丁目、字茶志骨(一般国道 244 号から海側の区域に限る。)

青森県

八戸市	大字市川町字下揚(市道市川下揚線(市道市川下揚線から市道市川工業団地 3 号線間の区域を除く。))から海側の区域に限る。)、大字市川町字堂ノ下、大字市川町字下中平沖(市道下中平沖線以南の区域に限る。)、大字市川町字市川(主要地方道八戸・百石線から海側の区域に限る。)、大字市川町字橋向、
-----	---

	<p>大字市川町字浜、大字河原木字海岸、大字河原木字北沼(主要地方道八戸・百石線から海側の区域に限る。)、大字河原木字蓮沼、大字河原木字浜名谷地、大字河原木字中島、大字河原木字八太郎(臨海道路八太郎3号ふ頭線以南の区域に限る。)、大字河原木字南町、大字河原木字左比代、下長2丁目、下長3丁目(1番地、2番地、3番地、4番地、5番地、6番地及び7番地の各区域に限る。)、下長4丁目(1番地、2番地、3番地、4番地、5番地、6番地、7番地、8番地、9番地、10番地、11番地及び12番地の各区域に限る。)、下長5丁目(1番地、2番地及び3番地の各区域に限る。)、下長6丁目、下長7丁目、下長8丁目、高州1丁目(10番地を除く区域に限る。)、石堂1丁目、石堂3丁目(1番地、2番地、3番地、4番地、5番地及び6番地を除く区域に限る。)、石堂4丁目、河原木、大字河原木字赤沼、大字河原木字荒沼、大字河原木字石仏、大字河原木字川目、大字河原木字館、大字河原木字遠山新田、大字河原木字宇兵工河原、大字河原木字内河原、豊洲、大字沼館字浜梨子河原、沼館1丁目(20番地の区域に限る。)、沼館2丁目(1番地、2番地及び10番地を除く区域に限る。)、沼館3丁目、沼館4丁目、城下3丁目(7番地、8番地、15番地、16番地及び17番地の各区域に限る。)、江陽2丁目(11番地、12番地、18番地及び19番地の各区域に限る。)、江陽3丁目、江陽4丁目、江陽5丁目、小中野3丁目、小中野4丁目、小中野5丁目、小中野6丁目、小中野7丁目、小中野8丁目、諏訪1丁目、諏訪2丁目、諏訪3丁目(19番地、20番地及び21番地の各区域に限る。)、青葉2丁目(11番地、12番地、13番地、14番地、15番地、16番地、17番地、18番地、19番地、20番地及び21番地の各区域に限る。)、大字湊町字下河原、新湊1丁目、新湊2丁目、新湊3丁目、大字湊町字大沢(JR八戸線から海側の区域に限る。)、大字湊町字大沢片平(JR八戸線から海側の区域に限る。)、字白銀町字三島下、白銀1丁目(JR八戸線から海側の区域に限る。)、白銀2丁目、大字白銀町字洲賀端、大字白銀町字下夕通、大字白銀町字人形沢(旧鮫道線以北の区域に限る。)、大字白銀町字昭和町、築港街第1ふ頭、築港街1丁目、築港街2丁目、大字鮫町字日出町、大字鮫町字二子石(JR八戸線から海側の区域に限る。)、大字鮫町字持越沢(JR八戸線から海側の区域に限る。)、大字鮫町字上鮫(JR八戸線から海側の区域に限る。)、大字鮫町字鮫(JR八戸線から海側の区域に限る。)</p>
三沢市	<p>砂森一丁目、砂森二丁目、六川目三丁目(一般国道338号線と市道六川目4号線で囲まれた区域を除く区域に限る。)、五川目一丁目(市道五川目3号線以北の区域に限る。)、五川目二丁目(52番1、57番1、83番1、83番3、83番4、83番5、84番3、145番208、145番225及び145番240の各区域に限る。)、五川目三丁目(73番1、73番2、73番7、73番8及び73番9の各区域に限る。)、五川目四丁目(市道五川目6号線以南の区域に限る。)、港町一丁目、港町二丁目、三川目一丁目(一般国道338号線と三川目川及び三川目排水路に囲まれた区域を除く区域に限る。)</p>
むつ市	<p>字湊村(市道中島6号線との交差点以西の県道大畑港線、市道中島6号線、</p>

	<p>市道中島 1 号線及び一般国道 279 号との交差点から市道中島 1 号線との交差点間の市道伊勢堂 1 号線以北の区域に限る。)、字中島(市道中島 6 号線及び市道中島 1 号線以東の区域に限る。)、字伊勢堂(市道中島 1 号線及び一般国道 279 号との交差点から市道中島 1 号線との交差点間の市道伊勢堂 1 号線以北の区域に限る。)、字上野(一般国道 279 号以東の区域に限る。)、字水木沢(一般国道 279 号以東の区域に限る。)、字平(市道谷地道線との交差点以西の一般国道 279 号、一般国道 279 号との交差点から一般国道 279 号大畑・正津川バイパスとの交差点間の市道谷地道線、市道谷地道線との交差点から正津川との交会点間の一般国道 279 号大畑・正津川バイパス及び一般国道 279 号大畑・正津川バイパスとの交会点から一般国道 279 号との交会点間の正津川以東の区域に限る。)、字戦敷(一般国道 279 号との交差点から一般国道 279 号大畑・正津川バイパスとの交差点間の市道谷地道線及び市道谷地道線との交差点から正津川との交会点間の一般国道 279 号大畑・正津川バイパス以東の区域に限る。)、字中道(一般国道 279 号大畑・正津川バイパス以東の区域に限る。)、字正津川(一般国道 279 号との交差点から一般国道 279 号大畑・正津川バイパスとの交差点間の市道谷地道線、市道谷地道線との交差点から正津川との交会点間の一般国道 279 号大畑・正津川バイパス、一般国道 279 号大畑・正津川バイパスとの交会点から一般国道 279 号との交会点間の正津川及び正津川との交会点以東の一般国道 279 号以東の区域に限る。)、字前浜、字烏沢(一般国道 279 号大畑・正津川バイパス以北の区域に限る。)、字安畑(一般国道 279 号大畑・正津川バイパス以北の区域に限る。)、字川代(一般国道 279 号大畑・正津川バイパス以北の区域に限る。)、字川代川目(一般国道 279 号大畑・正津川バイパス以北の区域に限る。)、字出戸川目(一般国道 279 号大畑・正津川バイパス及び一般国道 279 号大畑・正津川バイパス東側との交差点以南の一般国道 279 号以東の区域に限る。)、字水川目(県道 266 号線以北の区域に限る。)</p>
上北郡おいらせ町	<p>字東下川原、字新田、字堀ノ内、字沼端(町道下前田 2 号線以南の区域並びに町道日ヶ久保 3 号線以東の区域に限る。)、松原一丁目、松原二丁目、深沢一丁目(主要地方道八戸・百石線以東の区域に限る。)、深沢二丁目(主要地方道八戸・百石線以東の区域に限る。)</p>
上北郡六ヶ所村	<p>大字泊字焼山(一般国道 338 号線と村道泊中央線との交会点以北の一般国道 338 号線以東及び村道中央線以東の区域に限る。)、字村ノ内(村道泊中央線以東の区域に限る。)、字川原(一般国道 338 号線と村道泊中央線との交会点以北の村道中央線以東及び一般国道 338 号線と村道泊中央線との交会点以南の一般国道 338 号線以東の区域に限る。)、大字出戸字前田、字岡畑(一般国道 338 号線以東の区域に限る。)、大字尾駁字野附(一般国道 338 号線以東の区域に限る。)、字沖付(一般国道 338 号線以東の区域に限る。)、大字鷹架字道ノ下(一般国道 338 号線以東の区域に限る。)、字発茶沢(一般国道 338 号線以東の区域に限る。)</p>
下北郡東通村	<p>大字蒲野沢字浜ノ平、大字野牛字稲崎、字稲崎平、字入口、字釜ノ平及び字</p>

	古野牛川、大字岩屋字往来、字牛牧及び滝不動平、大字尻屋字八重越、字八峠及び字ツボケ沢、大字尻労字尻労、字天神林、字坂ノ下、字水神林、字焼山(村道尻労浜通線以東の区域に限る。)、字高倉(県道尻労・裨部線と村道尻労浜通線との交会点以北の村道尻労浜通線と県道尻労・裨部線以東の区域に限る。)、字コリマ平(県道尻労・裨部線以東の区域に限る。)、字小田木橋(県道尻労・裨部線以東の区域に限る。)、字中野(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)及び字尻沼(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、大字猿ヶ森字大沼平、字猿沼森、字タテ、字畑福、字浜道、字片貝野、字下山、字尻労道(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、字蒲野沢道(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、字村中(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、字田代道(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、字家ノ下(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、字稻荷森(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)及び字左京平(県道尻労・小田野沢線以東の区域に限る。)、大字小田野沢字荒沼、字湯ノ沢川目、字焼山川目、字中川目、字中道川目、字北向、字畑浦、字浜通及び字南通、大字白糠字前坂下、字垣間、字老部、字家ノ上、字赤平、字稲葉沢、字下馬坂、字向流、字鳥ノ沢、字明神川端及び字明神の上
下北郡風間浦村	大字蛇浦字潜石、字石上及び字蛇浦
三戸郡階上町	大字道仏字大蛇(J R 八戸線から海側の区域に限る。)

岩手県

宮古市	田老字下撰待(下撰待橋以東の市道上撰待下撰待線以南の区域並びに小堀内漁港(撰待地区)の漁港区域に限る。)、田老字星山(小堀内漁港(撰待地区)の漁港区域に限る。)、田老字水沢(市道下撰待川向線及び市道下撰待川向線の終点から東延長上以北の区域、小堀内漁港(水沢地区)の漁港区域に限る。)、田老字水沢南(小堀内漁港(水沢地区)の漁港区域に限る。)、田老字向新田(小堀内漁港(小堀内地区)の漁港区域に限る。)、田老字青野滝北(小堀内漁港(小堀内地区)の漁港区域に限る。)、田老字青野滝南、田老字重津部北、田老字重津部、田老字乙部野、田老字駿達、田老字和野、田老字越田、田老字青砂里、田老字乙部、田老字野原、田老字荒谷(市道市街地 3 号線以東の区域に限る。)、田老字川向、田老字館が森(市道市街地 3 号線及び市道市街地 6 号線以東の区域に限る。)、田老字田中、田老字小林(馬場野下の橋から市道市街地 47 号線終点見通し以南の区域に限る。)、田老字小田代(三陸鉄道線路以東の区域に限る。)、田老字向山(二級河川田代川以西の区域に限る。)、田老字西向山(市道市街地 107 号線及び市道市街地 141 号線以北の区域並びに檜内漁港区域に限る。)、田老字古田(市道市街地 141 号線以北の区域に限る。)、田老字檜内(檜内漁港の漁港区域に限る。)、大字崎山第 3 地割(宮古市立崎山小学校、宮古市立崎山中学校、宮古市崎山保育所及び宮古市姉ヶ崎サン・スポーツランドを除く区域に限る。)、大字崎山第 4 地割(大字崎山第 4 地割 10 番、11 番、44 番 2、44 番 4、86 番 3、91 番 1、94 番 2、
-----	---

98 番、101 番、101 番 2、102 番、113 番 2、114 番、121 番、173 番 2、178 番 4、185 番 6、188 番 2 及び 209 番を除く区域に限る。)、大字崎山第 5 地割(一般国道 45 号以東の区域(大字崎山第 5 地割 46 番 1、46 番 5、48 番、94 番、95 番 1、95 番 2、95 番 3、96 番、97 番、98 番 2、98 番 15、98 番 20 及び 99 番を除く区域に限る。))に限る。)、大字崎山第 6 地割(一般国道 45 号以東の区域に限る。)、大字崎鍬ヶ崎第 8 地割(一般県道崎山宮古線以東の区域に限る。)、大字崎鍬ヶ崎第 16 地割(日出島漁港の漁港区域に限る。)、鍬ヶ崎第 6 地割、日立浜町(日立浜町 32 番 4、岩手県立水産科学館を除く区域に限る。)、山根町、蛸の浜町(蛸の浜町 136 番、143 番、144 番、145 番 5、146 番 1 を除く区域に限る。)、熊野町(宮古市立鍬ヶ崎小学校敷地以南の区域に限る。)、日影町(一般県道崎山宮古線以北及び市道日影川端線以東の区域に限る。)、鍬ヶ崎下町、鍬ヶ崎仲町、鍬ヶ崎上町(鍬ヶ崎上町 16 番、17 番、18 番、19 番、20 番、20 番 2、20 番 3、21 番、22 番 1、22 番 2 を除く区域に限る。)、港町、臨港通、光岸地(光岸地 40 番、40 番 1、42 番 38、42 番 41、45 番 2 を除く区域に限る。)、築地二丁目(市道築地通り線及び市道旧館 6 号線以南の区域に限る。)、藤原一丁目(一般国道 45 号以北の区域に限る。)、藤原二丁目(藤原一丁目との境界から市道須賀 1 号線との交差点間の市道藤原中通線、市道藤原中通線との交差点から市道藤原東通線との交差点間の市道須賀 1 号線、市道須賀 1 号線との交差点から市道須賀 2 号線との交差点間の市道藤原東通線、市道藤原東通線との交差点から市道藤原海岸線との交差点間の市道須賀 2 号線、市道須賀 2 号線との交差点から市道須賀 3 号線との交差点間の市道藤原海岸線及び市道藤原海岸線と市道藤原海岸線から市道須賀 3 号線終点間の市道須賀 3 号線から海側の区域に限る。)、藤原三丁目(防潮堤から海側の区域に限る。)、大字磯鷄第 4 地割、磯鷄石崎(一般国道 45 号以東の区域並びに一般国道 45 号、市道磯鷄金浜線、市道磯鷄 1 号線及び市道磯鷄 2 号線により囲まれた区域に限る。)、磯鷄沖(一般国道 45 号以東の区域に限る。)、磯鷄二丁目(一般国道 45 号以東の区域に限る。)、神林、藤の川(一般国道 45 号から海側の区域並びに藤の川 64 番 2、65 番、66 番 2、66 番 3、67 番 1、68 番、69 番、70 番、71 番、72 番、73 番 1、73 番 2、74 番 1、74 番 2、76 番 1、76 番 2、77 番、78 番 1、78 番 4、79 番 1、80 番 1、81 番、81 番 1、82 番、83 番 1、83 番 8、84 番 1 及び 86 番 1 の各区域に限る。)、高浜二丁目(一般国道 45 号から海側の区域に限る。)、大字金浜第 1 地割(一般国道 45 号から海側の区域に限る。)、大字金浜第 2 地割(市道金浜 1 号線との交差点以北の一般国道 45 号から海側の区域に限る。)、大字津軽石第 1 地割、大字津軽石第 2 地割(津軽石川以南の区域に限る。)、大字津軽石第 7 地割(主要地方道重茂半島線、市道栄通り駒形線、市道赤前 3 号線及び大字津軽石第 8 地割で囲まれた区域に限る。)、大字津軽石第 8 地割(市道赤前 3 号線以北の区域(主要地方道重茂半島線以南の区域に限る。))に限る。)、大字赤前第 6 地割(大字津軽石との境界、市道赤前線及び市道工業高校線で囲まれた区域に限る。)、大字赤前第 8 地割(主要地方道重茂半島

	<p>線以北の区域に限る。)、大字赤前第 9 地割(主要地方道重茂半島線以北の区域に限る。)、大字赤前第 12 地割(市道小堀内赤前線から海側の区域に限る。)、大字赤前第 13 地割(市道小堀内赤前線から海側の区域に限る。)、大字赤前第 15 地割(大字赤前第 14 地割と大字赤前第 15 地割の境界との交差点から市道堀内中央線との交差点間の市道釜ヶ沢堀内線、市道堀内中央線及び市道堀内中央線との交差点から市道熊の平堀内線終点間の市道熊の平堀内線から海側の区域に限る。)、大字赤前第 16 地割、大字赤前第 17 地割、白浜第 1 地割(白浜漁港の漁港区域に限る。)、白浜第 2 地割(白浜漁港の漁港区域に限る。)、白浜第 3 地割、大字重茂第 1 地割(宮古市役所重茂出張所、宮古市重茂総合交流促進センター、岩手県立宮古病院重茂診療所、重茂郵便局、宮古市立学校重茂地区給食センター、大字重茂第 1 地割 24 番 1、37 番 1 及び 91 番 2 を除く区域に限る。)、大字重茂第 3 地割(重茂漁港の漁港区域に限る。)、大字重茂第 6 地割、大字重茂第 7 地割(大字重茂第 7 地割 29 番 1、30 番 1、31 番、32 番及び 33 番 1 を除く区域に限る。)、大字重茂第 9 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域に限る。)、大字重茂第 10 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域に限る。)、大字重茂第 11 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域(宮古市立千鷲小学校を除く区域に限る。))に限る。)、大字重茂第 14 地割(主要地方道重茂半島線以東の区域に限る。)、大字重茂第 15 地割(石浜漁港の漁港区域に限る。)、大字重茂第 16 地割(主要地方道重茂半島線以南の区域に限る。)、大字重茂第 18 地割(主要地方道重茂半島線以東の区域に限る。)、大字重茂第 20 地割(主要地方道重茂半島線以北の区域に限る。)、大字重茂第 21 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域に限る。)、大字重茂第 22 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域に限る。)、大字重茂第 23 地割(市道浦の沢線以東の区域に限る。)、大字重茂第 25 地割(市道荒巻海岸線以東の区域に限る。)、大字重茂第 26 地割(仲組漁港の漁港区域、市道浦の沢線以東の区域、市道宿浜 1 号線以南の区域並びに市道鶴磯海岸線以北の区域に限る。)、大字重茂第 27 地割(仲組漁港の漁港区域に限る。)、大字重茂第 29 地割(仲組漁港の漁港区域に限る。)、大字重茂第 30 地割(浦ノ沢漁港の漁港区域に限る。)、大字音部第 1 地割(音部漁港の漁港区域に限る。)、大字音部第 4 地割(主要地方道重茂半島線以北の区域に限る。)、大字音部第 5 地割、大字音部第 6 地割、大字音部第 9 地割(市道浦の沢線以東の区域に限る。)</p>
大船渡市	<p>未崎町(字烏崎(JR大船渡線から海側の区域に限る。))、字高清水(JR大船渡線から海側の区域に限る。))、字小田(JR大船渡線から海側の区域に限る。))、字大田(JR大船渡線から海側の区域に限る。))、字鶴巻、字門之浜、字小中井、字西館、字山根、字泊里、字中森、字大豆沢、字大浜、字赤土倉、字山岸、字小細浦(JR大船渡線以東の区域に限る。))、字神坂、字中野(市道中野上山線以北、主要地方道大船渡広田陸前高田線以東及び市道中野 3 号線以東の区域に限る。))、字細浦(JR大船渡線から海側の区域に限る。))、字内田(JR大船渡線から海側の区域に限る。))、字峯岸(JR大船渡線から</p>

海側の区域に限る。)、字石浜(林道箱根山線から海側の区域に限る。)及び字船河原(一般国道 45 号から海側の区域に限る。)の各区域に限る。)、大船渡町(字下船渡(J R 大船渡線から海側の区域に限る。)、字宮ノ前(J R 大船渡線から海側の区域に限る。)、字砂子前(J R 大船渡線から海側の区域に限る。)、字下平(J R 大船渡線から海側の区域に限る。)、字上平(J R 大船渡線から海側の区域に限る。)、字永沢(J R 大船渡線から海側の区域に限る。)、字笹崎(市道笹崎下船渡線以東の区域に限る。)、字野々田、字茶屋前、字明神前(市道明神前 11 号線以北、市道明神前 9 号線以東及び市道野々田川口橋線以東の区域に限る。)、字台(市道地ノ森野々田線以東の区域に限る。)、字新田(市道地ノ森野々田線以東、市道新田 10 号線以東及び市道新田 5 号線以東の区域に限る。)、字地ノ森(J R 大船渡線以東の区域に限る。)、字欠ノ下向、字中港、字役料、字堀川および字砂森の各区域に限る。)、盛町(字中道下及び字田中島の各区域に限る。)、赤崎町(字石橋前(三陸鉄道南リアス線以南の区域に限る。)、字佐野(三陸鉄道南リアス線以南及び市道佐野沢田線以西の区域に限る。)、字亀井田、字曲土手、字普金、字塩場、字跡浜、字生形、字大洞、字山口、字大立、字永浜、字清水、字蛸ノ浦、字鳥沢、字長崎、字外口及び字合足の各区域に限る。)、三陸町綾里(字打越(主要地方道大船渡綾里三陸線から海側の区域に限る。)、字小路(主要地方道大船渡綾里三陸線から海側の区域に限る。)、字八ヶ森、字石浜、字港、字岩崎、字清水(市道清水線以南の区域に限る。)、字平館、字黒土田、字館、字田浜上、字田浜下、字野々前(市道綾里駅野々前線から海側、市道野々前旧線から海側及び市道綾里岬線から海側の区域に限る。)、字大明神、字大久保(三陸鉄道南リアス線から海側の区域に限る。)、字白浜(三陸鉄道南リアス線から海側の区域に限る。)、字殿畑(主要地方道大船渡綾里三陸線から海側の区域に限る。)、字砂子浜、字館ヶ森(市道小石浜砂子浜線から海側の区域に限る。)及び字小石浜(主要地方道大船渡綾里三陸線から海側の区域に限る。)の各区域に限る。)、三陸町越喜来(字鬼沢、字甫嶺、字小泊、字泊、字沖田(三陸鉄道南リアス線以東の区域に限る。)、字所通(三陸鉄道南リアス線以東の区域に限る。)、字前田(市道越喜来中学校線以南及び市道合野線以南の区域に限る。)、字杉下(市道合野線以南の区域に限る。)、字浪板(県道崎浜港線から海側の区域に限る。)、字大平(県道崎浜港線から海側の区域並びに市道大塩線から海側の区域に限る。)、字仲崎浜(市道崎浜横断線から海側及び市道学校上線から海側の区域に限る。)、字東崎浜(市道烏の木沢線から海側の区域並びに市道大塩 2 号線から海側の区域に限る。)、字明神道(林道大塩線から海側の区域に限る。)及び字烏頭(林道増館線から海側、市道大塩線から海側、市道小壁線から海側及び林道大塩線から海側の区域に限る。)の各区域に限る。)、三陸町吉浜(字増館(市道増館線から海側及び林道増館線から海側の区域に限る。)、字横石、字川原(三陸鉄道南リアス線から海側の区域に限る。)、字中井(三陸鉄道南リアス線から海側の区域に限る。)、字沖田(三陸鉄道南リアス線から海側の区域に限る。)、字上野(三陸鉄道南リアス線か

	ら海側の区域に限る。)、字扇洞(県道吉浜上荒川線から海側の区域に限る。)、字根白(県道吉浜上荒川線から海側の区域に限る。)、字向野(県道吉浜上荒川線から海側の区域に限る。)及び字千歳(県道吉浜上荒川線から海側の区域に限る。)の各区域に限る。)
久慈市	夏井町閉伊口第 8 地割(県道侍浜・夏井線と市道半崎漁港線交差点以東の区域並びに夏井川右岸の区域に限る。)、夏井町閉伊口第 9 地割、夏井町大崎第 8 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、夏井町大崎第 11 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、夏井町大崎第 12 地割、夏井町大崎第 13 地割、夏井町大崎第 14 地割、夏井町大崎第 15 地割、湊町第 14 地割、湊町第 15 地割、湊町第 16 地割、湊町第 17 地割、湊町第 18 地割、湊町第 19 地割、湊町第 20 地割、湊町第 21 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、湊町第 22 地割、湊町第 23 地割、新井田第 3 地割(八戸久慈自動車道久慈道路、一般国道 395 号及び J R 八戸線で囲まれた区域に限る。)、長内町第 35 地割(県道野田・長内線以東の区域に限る。)、長内町第 36 地割、長内町第 37 地割、長内町第 40 地割、長内町第 42 地割、長内町第 43 地割(県道野田・長内線以北の区域に限る。)、長内町第 44 地割、長内町第 47 地割、宇部町第 20 地割(県道野田・長内線、市道久喜線及び市道久喜漁港線で囲まれた区域に限る。)、宇部町第 21 地割(107 番地 31 を除く区域に限る。)、宇部町第 24 地割
陸前高田市	気仙町字木場、気仙町字砂盛、気仙町字土手影、気仙町字中堰、気仙町字奈々切、気仙町字小淵、気仙町字二日市、気仙町字湊、気仙町字古谷、気仙町字双六、気仙町字福伏(宮城県境から市道湊福伏線との接続地点間の一般国道 45 号線及び一般国道 45 号との接続地点から字要谷間の市道湊福伏線から海側の区域に限る。)、高田町字中川原、高田町字森の前、高田町字馬場前、高田町字館の沖、高田町字並杉、高田町字砂畑、高田町字本宿、高田町字古川、高田町字曲松、高田町字中宿、高田町字長砂、高田町字中長砂、高田町字下宿、米崎町字中田、米崎町字沼田、米崎町字脇の沢、米崎町字館、米崎町字堂の前、米崎町字川西(39 番地 1 及び 40 番地 2 を除いた区域に限る。)、小友町字茶立場、小友町字三日市、小友町字金浜、小友町字冥加沢、小友町字両替(J R 大船渡線から海側の区域に限る。)、小友町字浦田、小友町字唯出、小友町字谷地前、小友町字矢の浦、小友町字獺沢(市道大陽小友浦線から海側の区域に限る。)、広田町字六ヶ浦、広田町字中沢、広田町字後浜、広田町字泊、広田町字羽根穴、広田町字大久保(主要地方道大船渡広田陸前高田線から海側の区域に限る。)、広田町字天王前(5 番地 1、52 番地及び 64 番地 1 を除いた区域に限る。)、広田町字御城林、広田町字前花貝、広田町字後花貝、広田町字長洞
釜石市	新浜町 1 丁目、新浜町 2 丁目、東前町、魚河岸、浜町 1 丁目、浜町 2 丁目、浜町 3 丁目(市道浜町 9 号線の起点と市道浜町 2 号線の起点で結ぶ線から海側の区域に限る。)、港町 1 丁目、港町 2 丁目、只越町 1 丁目、只越町 2 丁目、只越町 3 丁目、天神町(市道只越天神町線以東の区域を除く。)、大只越町 1 丁目、大只越町 2 丁目(市道大只越町 1 号線、市道大只越町 7 号線、市

	<p>道大只越町 2 号線及び市道大町只越町 1 号線で囲まれた区域に限る。)、大町 1 丁目、大町 2 丁目、大町 3 丁目、大渡町 1 丁目、大渡町 2 丁目、大渡町 3 丁目(市立釜石小学校を除く区域に限る。)、鈴子町、駒木町、松原町 1 丁目、松原町 2 丁目、松原町 3 丁目、嬉石町 1 丁目(市立釜石市民交流センターを除く区域に限る。)、嬉石町 2 丁目、嬉石町 3 丁目(市立白山小学校を除く区域に限る。)、大平町 3 丁目(一般国道 45 号以西の区域並びに大平公園以南の区域を除く。)、大平町 4 丁目、大字釜石第 1 地割(市道水海線から海側の区域に限る。)、大字釜石第 6 地割、大字平田第 1 地割(仙寿橋以東の区域に限る。)、大字平田第 2 地割(仙寿橋以東の区域に限る。)、大字平田第 3 地割(大平町 3 丁目との字境から市道平田 1 号線の起点間の一般国道 45 号と市道平田 1 号線の起点と上平田配水池とを結ぶ線で囲まれた区域を除く。)、大字平田第 4 地割、大字平田第 5 地割(一般国道 45 号以西の区域並びに市道平田 17 号線以南の区域を除く。)、大字平田第 6 地割(県立釜石商業高校以南の区域を除く。)、大字平田第 7 地割(市立尾崎小学校を除く区域に限る。)、大字平田第 8 地割、大字平田第 9 地割、鵜住居町第 11 地割、鵜住居町第 12 地割(主要地方道釜石遠野線以北の区域に限る。)、鵜住居町第 14 地割、鵜住居町第 15 地割、鵜住居町第 16 地割(J R 山田線以東の区域に限る。)、鵜住居町第 17 地割、鵜住居町第 18 地割、鵜住居町第 19 地割、鵜住居町第 20 地割、鵜住居町第 21 地割、鵜住居町第 22 地割、両石町第 1 地割、両石町第 2 地割、両石町第 3 地割、両石町第 4 地割(市道大骨沢線以東の区域に限る。)、両石町第 5 地割、片岸町第 1 地割、片岸町第 2 地割、片岸町第 3 地割、片岸町第 4 地割、片岸町第 5 地割、片岸町第 6 地割、片岸町第 7 地割、片岸町第 8 地割、片岸町第 9 地割、片岸町第 10 地割、箱崎町第 1 地割(市立白浜小学校を除く区域に限る。)、箱崎町第 2 地割、箱崎町第 3 地割(市立箱崎白浜へき地保育所を除く区域に限る。)、箱崎町第 4 地割、箱崎町第 5 地割、箱崎町第 6 地割、箱崎町第 7 地割、箱崎町第 8 地割、箱崎町第 9 地割、箱崎町第 10 地割、箱崎町第 13 地割、唐丹町字花露辺、唐丹町字本郷、唐丹町字大曾根(県道桜峠・平田線以南の区域に限る。)、唐丹町字桜峠(一般国道 45 号以東の区域に限る。)、唐丹町字小白浜(市道唐丹 58 号線から海側の区域に限る。)、唐丹町字片岸(市道唐丹 57 号線以南の区域(一般国道 45 号以東の区域に限る。))を除く区域に限る。)、唐丹町字川目(落合橋以東の区域に限る。)、唐丹町字下荒川、唐丹町字荒川(一般国道 45 号及び市道下荒川団地 1 号線以南の区域に限る。)、唐丹町字上荒川(三陸鉄道南リアス線以東の区域並びに一般国道 45 号と市道唐丹 78 号線で囲まれた区域に限る。)、唐丹町字向(市立大石地域交流センターを除く区域に限る。)、唐丹町字大石、唐丹町字屋形</p>
上閉伊郡大槌町	<p>吉里吉里第 7 地割、吉里吉里第 8 地割、吉里吉里第 10 地割、吉里吉里第 11 地割、吉里吉里第 13 地割、吉里吉里第 14 地割、吉里吉里一丁目、吉里吉里二丁目、吉里吉里三丁目、吉里吉里第 30 地割、赤浜一丁目、赤浜二丁目、安渡一丁目、安渡二丁目、安渡三丁目、新港町、港町、大槌第 14 地割、大</p>

	槌第 15 地割、大槌第 16 地割、大槌第 17 地割、大槌第 20 地割、大槌第 21 地割、大槌第 22 地割、大槌第 23 地割、大槌第 24 地割、末広町、新町、大町、本町、上町、栄町、須賀町、小槌第 27 地割、小槌第 28 地割、小槌第 29 地割
下閉伊郡山田町	大沢第 1 地割、大沢第 2 地割、大沢第 5 地割、大沢第 6 地割(51 番地を除く区域に限る。)、大沢第 7 地割、大沢第 8 地割(24 番地及び 17 番地 7 を除く区域に限る。)、大沢第 9 地割、大沢第 10 地割、大沢第 11 地割、大沢第 12 地割、大沢第 13 地割(59 番地 29 を除く区域に限る。)、山田第 1 地割(11 番地 3 を除く区域に限る。)、山田第 2 地割、山田第 4 地割、山田第 5 地割、山田第 10 地割、山田第 11 地割、山田第 13 地割、山田第 14 地割(21 番地を除く区域に限る。)、北浜町、中央町、川向町、境田町、飯岡第 1 地割(オランダ島の区域に限る。)、織笠第 1 地割、織笠第 2 地割、織笠第 3 地割、織笠第 8 地割(6 番地 2 を除く区域に限る。)、織笠第 9 地割、織笠第 11 地割(30 番地、80 番地及び 93 番地 3 を除く区域に限る。)、織笠第 12 地割、織笠第 13 地割、織笠第 14 地割(J R 山田線から海側の区域に限る。)、船越第 3 地割(J R 山田線から海側の区域に限る。)、船越第 4 地割(J R 山田線から海側の区域に限る。)、船越第 5 地割(J R 山田線から海側の区域に限る。)、船越第 6 地割(J R 山田線から海側の区域に限る。)、船越第 7 地割、船越第 8 地割、船越第 9 地割(10 番地 1 を除く区域に限る。)、船越第 10 地割(41 番地 21 を除く区域に限る。)、船越第 11 地割、船越第 12 地割、船越第 13 地割、船越第 14 地割、船越第 15 地割、船越第 16 地割、船越第 17 地割、船越第 18 地割、船越第 19 地割(46 番地 4 を除く区域に限る。)、船越第 20 地割(10 番地を除く区域に限る。)、船越第 21 地割、船越第 22 地割(11 番地を除く区域に限る。)、船越第 23 地割
下閉伊郡岩泉町	小本字大牛内(町道小本港線以南の区域に限る。)、小本字小掛、小本字鼻保、小本字須賀、小本字下中野、小本字家の向、小本字釜、小本字南中野、小本字小本、小本字小成
下閉伊郡田野畑村	北山(北山漁港区域に限る。)、机(机漁港区域並びに北山漁港区域に限る。)、明戸(166 番地、173 番地 1 を除く区域に限る。)、羅賀(三陸鉄道から海側の区域に限る。)、和野(カンパネラ田野畑駅から鳥越小学校見通しから海側の区域に限る。)、松前沢(1 番地、2 番地、3 番地、4 番地、5 番地、6 番地、7 番地及び 8 番地の各区域に限る。)、鳥越(カンパネラ田野畑駅から真木沢公民館見通しより海側の区域(白池川以北の区域に限る。))並びに鳥越漁港区域に限る。)、真木沢(真木沢漁港区域に限る。)
下閉伊郡普代村	第 19 地割字白井(102 番地 2、103 番地 2、104 番地 36、107 番地の各区域に限る。)、第 20 地割字馬場野(沢漁港区域に限る。)、第 14 地割字宇留部(普代水門と村道普代港線間から海側の区域に限る。)、第 4 地割字和野山、第 7 地割字明神(普代水門以南の県道岩泉平井賀普代線から海側の区域に限る。)、第 5 地割字上の山(大沢川、村道太田名部黒崎線に囲まれた区域(村道大沢線大沢 1 号橋から海側の区域に限る。))に限る。)

九戸郡野田村	大字野田第 9 地割、第 10 地割、第 11 地割、第 16 地割、第 17 地割、第 18 地割、第 19 地割、第 20 地割、第 28 地割、第 29 地割、第 30 地割、第 36 地割、第 37 地割、大字玉川第 2 地割(国民宿舎「えぼし荘」を除く区域に限る。)、第 3 地割(村道横小路線と玉川に囲まれた区域に限る。)、第 4 地割(村道横小路 2 号線以東の区域に限る。)、第 5 地割(三陸鉄道北リアス線路線以東の区域に限る。)
九戸郡洋野町	有家第 2 地割、有家第 3 地割、小子内第 3 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、小子内第 5 地割、種市第 1 地割(町道八木南線、八木住宅一号線及び八木住宅二号線以北の区域に限る。)、種市第 2 地割、種市第 3 地割(県道八木港線及び一般国道 45 号線以東の区域に限る。)、種市第 4 地割(町道吹切線以東の区域に限る。)、種市第 15 地割(県道角ノ浜玉川線以東の区域に限る。)、種市第 16 地割(県道角ノ浜玉川線以東の区域に限る。)、種市第 17 地割(県道角ノ浜玉川線以東の区域に限る。)、種市第 18 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、種市第 20 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、種市第 22 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、種市第 27 地割、種市第 28 地割(町道川尻南館線及び町道横手川尻線以東の区域に限る。)、種市第 32 地割(町道平内川尻一号線以東の区域に限る。)、種市第 33 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、種市第 35 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)、種市第 36 地割(J R 八戸線以東の区域に限る。)

宮城県

仙台市宮城野区	蒲生 2 丁目、港 1 丁目、港 2 丁目、港 3 丁目、港 4 丁目、港 5 丁目、蒲生(字荒田、字鍛冶谷地、字北荒田、字八郎兵工谷地第二、字町及び字南中河原の各区域に限る。)、中野(字駮上、字新田、字高松、字船入及び字沼向の各区域に限る。)
仙台市若林区	荒浜(字北丁、字中丁及び字南丁の各区域(北貞山運河左岸線以東の区域に限る。))に限る。)、藤塚字屋敷
石巻市	西浜町、重吉町、中島町、三河町、潮見町、雲雀野町 1 丁目、雲雀野町 2 丁目、南光町 2 丁目、南浜町 1 丁目、南浜町 2 丁目、南浜町 3 丁目、南浜町 4 丁目、門脇町 1 丁目、門脇町 2 丁目、門脇町 3 丁目、中央 1 丁目、中央 2 丁目、中央 3 丁目、住吉町 1 丁目、住吉町 2 丁目、大橋 2 丁目、水明南 1 丁目、水明南 2 丁目、中瀬、八幡町 1 丁目、八幡町 2 丁目、不動町 1 丁目、不動町 2 丁目、湊(字不動沢及び字藤の巻の各区域に限る。)、湊町 1 丁目、川口町 1 丁目、川口町 3 丁目、魚町 1 丁目、魚町 2 丁目、魚町 3 丁目、渡波(字浜曾根山、字浜曾根の巻、字沖六勺、字新釜、字中三勺、字鳥ノ巣、字祝田、字祝田の巻、字大森(市道 3003 号祝田小竹線以西の区域に限る。))、字梨木畑(主要地方道石巻鮎川線以北の区域に限る。)、字佐須、字佐須藤ヶ崎及び字袖の浜(市道 3003 号祝田小竹線以西の区域に限る。))の各区域に限る。)、松原町、長浜町、幸町、渡波町 3 丁目、万石町、塩富町 1 丁目、流留(字沖、字家の前及び字町(J R 石巻線以南の区域に限る。))の各区域に限る。

る。)、沢田(字沢田、字折立(一般国道 398 号線以南の区域に限る。))及び字志の畑の各区域に限る。)、小竹浜(字小竹及び字州土歩山(市道 3003 号祝田小竹線以南の区域に限る。))の各区域に限る。)、折浜(字折浜及び字蛤浜の各区域に限る。)、桃浦(字上ノ山、字トウミキ、字浦、字寺下、字浜中及び字向の各区域に限る。)、月浦(字月浦(市道 6006 号月浦 1 号線以西の区域に限る。))及び字松木沢の各区域に限る。)、侍浜字侍浜、荻浜(字荻浜及び字横浜山の各区域に限る。)、小積浜(字横スカ、字小積及び字谷川道の各区域に限る。)、牧浜(字牧屋敷及び字竹浜道(市道 6011 号小積浜福貴浦小網倉線以北の区域に限る。))の各区域に限る。)、竹浜字竹屋舗、狐崎浜(字狐崎屋敷、字家ノ上及び字鹿立屋敷の各区域に限る。)、福貴浦(字福貴屋敷(市道 6011 号小積浜福貴浦小網倉線以東及び市道 6015 号竹浜狐崎福貴浦線以東の区域に限る。))及び字鹿立屋敷の各区域に限る。)、田代浜(字仁斗田、字敷島及び字大泊の各区域に限る。)、福地(字大正、字昭和及び字山下の各区域に限る。)、釜谷(字川前、字新町裏及び字谷地中の各区域に限る。)、長面(字鳥屋場、字須賀、字洞ヶ崎、字平六、字角内谷地、字梨木及び字江畑の各区域に限る。)、尾崎字弘象、雄勝町名振(字東、字中、字西及び字小浜の各区域に限る。)、雄勝町船越(字船越、字清水、字小泊及び字荒の各区域に限る。)、雄勝町大須(字大須及び字船隠の各区域に限る。)、雄勝町熊沢(字熊沢及び字大畑の各区域に限る。)、雄勝町桑浜字羽坂(305 番地を除く区域に限る。)、雄勝町立浜(字立浜、字天神及び字寺下の各区域に限る。)、雄勝町大浜(字大浜及び字袖浜の各区域に限る。)、雄勝町明神(字明神及び字沼尻の各区域に限る。)、雄勝町雄勝字伊勢畑、雄勝町伊勢畑 1 丁目、雄勝町下雄勝 1 丁目、雄勝町下雄勝 2 丁目、雄勝町下雄勝 3 丁目、雄勝町上雄勝 1 丁目、雄勝町上雄勝 2 丁目、雄勝町上雄勝 3 丁目、雄勝町雄勝(字上雄勝、字小淵、字味噌作、字寺、字船戸神明、字唐桑及び字呉壺の各区域に限る。)、雄勝町水浜(字水浜、字向及び字小浜の各区域に限る。)、雄勝町分浜(字分浜及び字波板の各区域に限る。)、北上町十三浜(字月浜(国有林を除く区域に限る。))、字月浜前、字東田、字立神(国有林を除く区域に限る。))、字長塩谷、字白浜、字下山、字上ノ山、字小室、字大室、字小泊、字相川、字崎山、字小指、字大指及び字石生の各区域に限る。)、鮎川浜湊川(市道湊川第 12 線以南の区域に限る。)、鮎川浜林下、鮎川浜北、鮎川浜南(県道牡鹿半島公園線から海側の区域に限る。)、鮎川浜向田、鮎川浜出島、鮎川大町、鮎川浜丁、長渡浜長渡、長渡浜大金、長渡浜根組、網地浜網地、網地浜髪荊坂、網地浜前田、網地浜太平、十八成浜十八成、十八成浜金剛田、十八成浜葉ノ木沢、十八成浜金剛畑、小淵浜小淵、小淵浜薬師山前、小淵浜向田、小淵浜西出当、小淵浜カント、給分浜給分、給分浜大房、給分浜中沢、大原浜字町、大原浜中沢、大原浜戸泥、清水田浜二渡、清水田浜深田、清水田浜藤畑、小網倉浜小網倉、小網倉浜釜ノ前、小網倉浜柳町、小網倉浜戸根入道下、小網倉浜笹窪、谷川浜八幡下、谷川浜前田、谷川浜一ツ谷、谷川浜釜田、谷川浜中田、谷川浜上田、谷川浜後川、谷川浜清水、谷川浜大畑、谷川浜中井道、

	谷川浜脇ノ入、谷川浜祝浜、大谷川浜大谷川、大谷川浜苗代目、大谷川浜大谷川二番、鮫浦的場、鮫浦細田、鮫浦存入田、鮫浦浜畑、泊浜泊、前網浜前網、寄磯浜前浜、寄磯浜大松(寄磯漁港埋立地内の区域に限る。)
塩竈市	新浜町一丁目(市道新浜藤倉線、一般国道45号線、新浜町大通線及び市道新浜町八号線に囲まれた区域を除く。)、新浜町三丁目(新浜町三丁目六号線から新浜町三丁目12号線との交差点までの新浜町三丁目20号線、新浜町三丁目13号線との交差点までの新浜町三丁目12号線、新浜町三丁目16号線との交差点までの新浜町三丁目13号線、新浜町三丁目2号線との交差点までの新浜町三丁目16号線、新浜町三丁目16号線との交差点以西の新浜町三丁目2号線間海側の区域(東北区水産試験所を除く区域に限る。))に限る。)、北浜一丁目、北浜四丁目、海岸通、港町一丁目、貞山通一丁目、貞山通二丁目、貞山通三丁目(塩竈港緑地から海側の区域に限る。)、牛生町(主要県道仙台塩竈線から海側の区域に限る。)、字庵寺、字梅ヶ浜、字本石浜、字平和田、字河岸、字馬越(市立浦戸中学校・市立浦戸第二小学校用地を除く区域に限る。)、字毛無崎、字湊、字朴島宅地、字家上一
気仙沼市	朝日町、川口町1丁目、川口町2丁目、内の脇3丁目、内の脇、潮見町、潮見町2丁目、南町海岸、南町3丁目、魚町1丁目、魚町2丁目、港町、魚市場前、南郷、一景島、魚浜町、浜町1丁目、浜町2丁目、本浜町1丁目、本浜町2丁目、錦町2丁目、東みなと町、浪板、大浦、小々汐、二ノ浜、三ノ浜、東八幡前(一般国道45号以南の区域に限る。)、松崎前浜、松崎片浜、松崎尾崎、赤岩港、松崎北沢(市道五駄鱈北沢線以東の区域に限る。)、岩月千岩田、岩月台ノ沢、岩月星谷、最知川原、最知北最知、最知森合、長磯森、長磯七半沢、長磯浜、波路上内田、波路上牧、波路上瀬向、波路上内沼、波路上岩井崎、波路上崎野、波路上明戸、波路上杉ノ下、波路上野田、波路上向田、波路上向原、外浜、亀山、磯草、浦の浜、田尻、外畑、大向、高井、廻館、長崎、浅根、要害、中山、駒形、唐桑町竹の袖、唐桑町釜石下、唐桑町港、唐桑町台の下、唐桑町出山、唐桑町荒谷前、唐桑町岩井沢、唐桑町大畑、唐桑町唯越、唐桑町只越、唐桑町上川原、唐桑町高石浜、唐桑町石浜、唐桑町明戸、唐桑町馬場、唐桑町宿浦、唐桑町浦、唐桑町東舞根、唐桑町西舞根、唐桑町鮪立、唐桑町上鮪立、唐桑町小鯖、唐桑町上小鯖、唐桑町中井、唐桑町小長根、唐桑町欠浜、唐桑町津本、唐桑町崎浜
名取市	閉上1丁目、閉上2丁目、閉上3丁目、閉上4丁目、閉上5丁目、閉上6丁目、閉上字東須賀、下増田(字屋敷、字台林及び字広浦(市道飯塚開発線以南の区域を除く。))の各区域に限る。)
多賀城市	丸山2丁目、大代1丁目、栄1丁目、栄4丁目
岩沼市	下野郷(字浜及び字赤江川の各区域に限る。)、押分字須加原、早股字前川、寺島(字北新田及び字川向の各区域に限る。)
東松島市	大曲(字下台、字土手下南、字沼尻、字南浜及び字道下南の各区域に限る。)、浜市(字樋場及び字東浮足の各区域に限る。)、野蒜(字小原、字宇津、字上山ノ坊、字下山ノ坊、字下沼、字洲崎、字原、字細田、字谷地中、字山崎、

	字南赤崎及び字南余景の各区域に限る。)、川下(字岩ヶ沢、字宿浦及び字台前の各区域に限る。)、新東名4丁目、大塚(字大塚、字東名、字長石、字長浜、字大東及び字松崎の各区域に限る。)、宮戸(字大浜、字神ノ前、字川田、字川原、字川向、字北鰐ヶ淵、字里、字蛤浜、字松ヶ島、字茗荷、字三サ河、字村、字室浜及び字元屋敷の各区域に限る。)
巨理郡巨理町	荒浜(字隈崎及び字築港通りの各区域に限る。)、吉田字砂浜
巨理郡山元町	山寺字須賀、高瀬(字浜砂及び字新浜二の各区域に限る。)、坂元(字浜、字前谷地、字南谷地、字磯北谷地、字磯浜及び字浜谷地の各区域に限る。)
宮城郡松島町	松島(字判官、字霞ヶ浦、字小石浜、字浪打浜、字町内、字仙随及び字東浜の各区域に限る。)、高城字浜、磯崎(字浜、字磯崎及び字長田の各区域に限る。)、手樽(字早川東、字広浦、字柿ノ浦及び字大浜の各区域に限る。)
宮城郡七ヶ浜町	湊浜(鱸沼及び砂場の各区域に限る。)、松ヶ浜(浜屋敷、後田及び神明裏の各区域に限る。)、菖蒲田浜(宅地、牛ノ鼻木、長砂、東峠下、西峠下、石畑、諏訪前、葦ヶ森、長須賀及び橋元の各区域に限る。)、花淵浜(金色、浜沼、表浜一、小塚、館下及び上ノ山の各区域に限る。)、吉田浜(浜屋敷、代ヶ崎浜(前島、清水、西及び土浜の各区域に限る。))、東宮浜(水浜及び鶴ヶ湊の各区域に限る。)、南ヶ切、林合
宮城郡利府町	赤沼(字井戸尻(東北本線から海側の区域に限る。))、字浜田(東北本線から海側の区域に限る。))、字中倉(町道大日向須賀線から海側の区域(塩竈市廃棄物埋立処理場敷地を除く区域に限る。))及び字須賀(町道大日向須賀線から海側の区域に限る。))の各区域に限る。)
牡鹿郡女川町	浦宿浜(字寄木、字供養及び字安住の各区域に限る。)、黄金町、寿町、鷲神浜(字鷲神、字向、字向山及び字堀切山(町立病院及び老人保健施設を除く区域に限る。))の各区域に限る。)、小乗浜(字小乗、字向(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))、高白浜(字高白(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))、字向山(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))、字崎山(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))、字尾畑及び字根浜(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))の各区域に限る。)、横浦(字横浦(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))、字名不知(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))の各区域に限る。)、大石原浜(字大石原(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))及び字向(県道女川牡鹿線から海側の区域に限る。))の各区域に限る。)、野々浜(字野々浜及び字大道の各区域に限る。)、飯子浜(字飯子及び字夏浜の各区域に限る。)、塚浜(字塚浜、字竹ノ尻、字前田、字小屋取、字鳴浜及び字藤丸の各区域に限る。)、女川浜(字女川(町立病院を除く区域に限る。))、字大原(町道女川駅清水線以東(町立女川第一中学校及び女川浄水場を除く区域に限る。))の区域、町道女川線清水駅との交会点から東日本旅客鉄道石巻線との交会点間の町道大原24号線以東の区域並びに東日本旅客鉄道石巻線以南の区域に限る。))、字伊勢、字東伊勢、字北伊勢及び字川尻(5番地及び6番地の各区域に限る。))の各区域に限る。)、宮ヶ崎(字宮ヶ崎及び字川尻の各区域に限る。))、石浜(字高森及び字崎山の各区域に限る。))、桐ヶ崎

	<p>字桐ヶ崎(一般国道 398 号線から海側の区域に限る。)、竹浦(字竹浦(一般国道 398 号線から海側の区域に限る。))及び字月浜(一般国道 398 号線から海側の区域に限る。))の各区域に限る。)、尾浦町、尾浦(字尾浦(一般国道 398 号線から海側の区域に限る。))、字鯛ノ浜及び字崎山(一般国道 398 号線から海側の区域に限る。))の各区域に限る。)、御前浜字御前、指ヶ浜(字指ヶ浜及び字大畑の各区域に限る。)、出島(字出島、字合ノ浜、字寺間、字別当浜及び字北山の各区域に限る。)、江島字江島</p>
本吉郡本吉町	<p>沖の田、後田(農道沖の田 1 号線以南の区域に限る。)、野々下(農道野々下 2 号線以東の区域並びに町道大谷沖の田線から海側の区域に限る。)、大谷(J R 気仙沼線、町道旧国道大谷線及び一般国道 45 号線から海側の区域に限る。)、窪(町道三島上通り線以東の区域に限る。)、三島(町道三島上通り線から海側の区域に限る。)、九多丸(J R 気仙沼線、九多丸川及び一般国道 45 号線から海側の区域に限る。)、日門(一般国道 45 号線及び町道旧国道日門線から海側の区域に限る。)、田の沢、天ヶ沢、前浜(J R 気仙沼線から海側の区域に限る。)、谷地(町道赤牛川久喜線、一般国道 45 号線及び町道谷地樋ノ口入口線から海側の区域に限る。)、赤牛(一般国道 45 号線及び町道大谷鉾山線から海側の区域に限る。)、幸土(一般国道 45 号線、町道大沢狼の巣線及び町道大沢住宅線から海側の区域に限る。)、大沢(町道附の森線及び町道大沢橋附の森線以北の区域並びに町道旧国道大沢線から海側の区域に限る。)、津谷長根(一般国道 45 号線及び町道旧国道大沢線以東の区域に限る。)、道外(土台磯漁港の区域並びに登米沢川及び町道津谷登米沢線から海側の区域に限る。)、風越(町道平脇線以南の区域に限る。)、中島(町道中島脇通り線、町道仁田の沢線及び町道赤崎臨海線から海側の区域に限る。)、北明戸、新北明戸、新南明戸、泉、下宿、平貝(一般国道 45 号線、町道小泉小学校線及び町営平貝住宅内道路以東の区域に限る。)、小浜、菅の沢、二十一浜、今朝磯(一般国道 45 号線及び町道旧国道今朝磯線から海側の区域に限る。)、歌生(町道旧国道今朝磯線から海側の区域に限る。)、蔵内(J R 気仙沼線から海側の区域に限る。)</p>
本吉郡南三陸町	<p>志津川(字汐見町、字南町、字本浜町、字大森町、字旭ヶ浦、字平磯、字清水浜及び字細浦の各区域に限る。)、戸倉(字長須賀、字戸倉、字新中芝、字中芝、字底土及び字門内の各区域に限る。)、歌津(字伊里前、字町向、字寄木、字港、字田の浦、字上の山、字南の沢、字名足、字中山、字馬場、字泊浜、字尾崎、字大沼、字板橋、字館浜及び字管の浜の各区域に限る。)</p>

福島県

いわき市	<p>久之浜町末続字深谷、久之浜町久之浜字館ノ山、久之浜町久之浜字立、久之浜町久之浜字町後、久之浜町久之浜字東町、久之浜町久之浜字東町尻、久之浜町久之浜字中町、久之浜町久之浜字須賀、久之浜町久之浜字南町、久之浜町久之浜字中浜、久之浜町久之浜字賤、久之浜町田之網字静、久之浜町田之網字浜川、久之浜町田之網字横内、四倉町字五丁目、四倉町字東四丁目、四</p>
------	---

	倉町字東三丁目、四倉町字東二丁目、四倉町字東一丁目、四倉町上仁井田字東山、四倉町上仁井田字横川、四倉町下仁井田字須賀向、平下神谷字釜ノ台、平下大越字南横手、平藤間字鯨、平藤間字川前、平下高久字北谷地、平沼ノ内字浜街、平薄磯字南街、平薄磯字中街、平薄磯字小塚、平豊間字船附、平豊間字塩屋町、平豊間字塩場、江名字東町、折戸字岸浦、中之作字栄町、中之作字須賀、中之作字川岸、永崎字船付、永崎字川畑、永崎字大平、永崎字橋出、小名浜下神白字館ノ腰、小名浜下神白字綱取、小名浜下神白字松下、小名浜字栄町、小名浜字辰巳町、小名浜字高山、小名浜字渚、小名浜字吹松、泉町下川字大畑、小浜町渚、岩間町岩下、岩間町竹ノ花、岩間町川田、佐糠町大島、佐糠町荒屋、錦町吉原、錦町須賀、勿来町関田須賀、勿来町関田北町、勿来町関田南町、勿来町関田関山、勿来町九面浜田、勿来町九面坂下
相馬市	原釜字大津、原釜字北谷地、尾浜字追川、尾浜字須賀畑、尾浜字二合田、尾浜字棚脇、尾浜字松川、磯部字大洲、磯部字芹谷地、磯部字大浜、磯部字台畑、磯部字古磯部、蒲庭字狩野、蒲庭字前迫
南相馬市	原町区金沢字大船迫、原町区金沢字前田、原町区金沢字舟沢、原町区金沢字浦、原町区北泉字地藏堂、原町区下渋佐字後川、原町区下渋佐字平、原町区下渋佐字大身、原町区下渋佐字大橋、原町区下渋佐字湊、原町区小沢字小沢、鹿島区北海老字港口、鹿島区北海老字釜舟戸、鹿島区北海老字磯ノ上、鹿島区南海老字北原、鹿島区南海老字北町、鹿島区南海老字南町、鹿島区南海老字蛭沼、鹿島区南右田字谷地、鹿島区南右田字二ツ沼、鹿島区烏崎字牛島、鹿島区烏崎字石崎、鹿島区烏崎字浜、鹿島区烏崎字町、鹿島区烏崎字戸屋、小高区村上字仲川原、小高区村上字前谷地、小高区角部内字谷地、小高区角部内字貝塚、小高区角部内字腰巻、小高区井田川字南新田
双葉郡広野町	大字折木字高萩、大字折木字浜、大字折木字六反田、大字下浅見川字向、大字下浅見川字前川原、大字下浅見川字本町、大字下北迫字北釜、大字下北迫字二ツ沼
双葉郡楢葉町	大字波倉字小浜作、大字波倉字橋向、大字波倉字浜畑、大字波倉字浜田、大字波倉字五反田、大字井出字本釜、大字前原字宿田、大字前原字東川原、大字山田浜字古川、大字山田浜字川端、大字山田浜字山道北、大字山田浜字後中、大字山田浜字泉畑、大字山田浜字仏房、大字山田浜字仲入、大字山田浜字沼ヶ沢、大字山田浜字浜田、大字山田浜字南浜田、大字山田浜字後、大字山田浜字坂下
双葉郡富岡町	仏浜字釜田(J R 常磐線から海側の区域に限る。)、毛萱字浜畑、毛萱字前川原
双葉郡大熊町	大字夫沢字北原 25 番地、大字熊川字久麻川、大字熊川字八坂
双葉郡双葉町	大字中浜字東原、大字中浜字南原、大字中浜字本町、大字中浜字西川原、大字中浜字南川原、大字中野字渋江(町道久保前中浜線以東の区域に限る。)、大字中野字羽山前、大字郡山字北磯坂、大字細谷字森ノ内 1 番地
双葉郡浪江町	大字中浜字西原、大字中浜字南原、大字中浜字長沼、大字請戸字持平、大字請戸字浮沼、大字請戸字小谷地、大字請戸字明神前、大字請戸字新町、大字

	請戸字東迎、大字請戸字中島、大字請戸字北久保、大字棚塩字向川原、大字棚塩字南川原、大字棚塩字前畑、大字棚塩字本町、大字棚塩字砂田、大字棚塩字大谷地、大字棚塩字北大谷地、大字棚塩字根町
相馬郡新地町	谷地小屋字北畑、谷地小屋字浜畑、大戸浜字浜南、大戸浜字前田上、大戸浜字北迫塩入、大戸浜字北中磯塩入

この表に掲げる区域は、それぞれ平成 18 年 3 月 31 日における行政区画その他の区域又は道路、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。